

官報

号外 昭和五十年十月三十一日

第七十六回 衆議院會議録 第十二号

昭和五十年十月三十一日(金曜日)

議事日程 第十号

昭和五十年十月三十一日

正午開議

第一 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員菅野和太郎君、小山長規君及び中馬辰猪君に対し、院議をもつて功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)
原子力委員会委員任命につき事後承認を求めるの件

公正取引委員会委員任命につき事後承認を求めるの件

公安審査委員会委員任命につき事後承認を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき事後承認を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき事後同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき事後同意を求めるの件

日本電信電話公社経営委員会委員任命につき事後承認を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき事後承認を求めるの件

日程第一 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後零時三十五分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(前尾繁三郎君) お諮りいたします。

本院議員として在職二十五年に達せられました菅野和太郎君、小山長規君及び中馬辰猪君に対し、先例により、院議をもつてその功労を表彰いたしたいと存じます。(拍手) 表彰文は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これより表彰文を順次朗読いたします。

議員菅野和太郎君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた
よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

議員小山長規君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた
よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

議員中馬辰猪君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた
よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(前尾繁三郎君) この際、ただいま表彰を受けられました議員諸君の登壇を求めます。

〔被表彰議員登壇、拍手〕

○議長(前尾繁三郎君) 表彰を受けられました議員諸君を代表して、小山長規君から発言を求められております。これを許します。小山長規君。

○小山長規君 ただいま、昔野和太郎君、中馬辰猪君及び私小山長規が、本院在職二十五年に及びましたことに對し、院議をもって御丁寧なる表彰の御決議を賜りました。まことに身に余る光栄でございます。感激にたえません。ここに表彰を受けました三名を代表して、一言お礼の言葉を申し上げます。(拍手)

願ひまするに、私も初めて本院議員に当選いたしましたのは、昔野君が昭和十七年、中馬君と私は昭和二十四年であります。時、まさに戦中戦後の激動期に当たり、わが国にとって未曾有の困難に逢着した時代でありました。

本院に議席は与えられませんでしたものの、民間出身の私たちは、行政の仕組みや議会の運営に不案内であり、多くの諸先輩の御教導によって、辛うじて職責を果たし得たというのが偽らざる心境でございます。

自來二十五年、私もは議會人としてただ一筋に國政審議に参画してまいりましたが、今日、この榮譽を得ましたのは、ひとえに諸先輩、同僚諸賢の御厚情と御指導のたまものでありまして、ここに謹んでお礼を申し上げる次第でございます。(拍手)

また、この榮譽は、多年にわたる郷党の方々の御理解ある御支援のたまものによるものでありまして、心からお礼を申し上げますとともに、この光栄と喜びを一緒に分かち合いたいと存じます。いまや、内外の情勢きわめて多難の秋、私たちは先輩、同僚各位の驍尾に付し、微力ながら各界各層の信頼と期待にこたえるため、最善を尽くす

覚悟でございます。

何とぞ、今後ともよろしく御指導くださいますようお願い申し上げます。お礼の言葉といたします。

まことにありがとうございます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 本日表彰を受けられました他の議員諸君のあいさつにつきましては、これを會議録に掲載することといたします。(拍手)

昔野和太郎君のあいさつ

ただいま、私が本院議員として、二十五年間在職したるの故をもちまして、院議をもって御丁寧なる表彰の御決議を賜りましたことは、身に余る光栄でございます。感謝にたえません。本来、国会議員として、最も不向きな素質と性格をもっておる私が、二十五年も議員生活を送ることが出来たのは、ひとえに議員各位の私に對する御同情と御支援の賜であると存じ、深く感謝致します。

しかしながら、この間私の議員生活を顧みますと、微力のため國政に尽すところまことに少なく、慚愧にたえない次第であります。それにもかかわらず、本日の榮譽に浴しましたことは、選挙区の有権者各位の絶大な御支援のお蔭でありまして、この光栄と喜びを共に分かちたいと存じます。

今後共、何卒よろしく御指導下さいますようお願い申し上げます。御礼の言葉といたします。

中馬辰猪君のあいさつ

永年在職議員として院議をもって表彰を賜りました。まことに身に余る光栄で感激のほかございません。願ひれば、敗戦による占領下の政治から平和条約の締結、高度経済成長から安定成長へと、激動する流れの中で國政に参画することを得ましたのは、ひとえに有権者各位と同僚諸議員皆

様の御指導のお蔭と存じます。

又、この間郷土におきましては、國鉄国分・古江線新設完工、九州縦貫自動車道霧島山西廻り路線の決定、大型空港の新設、離島長島と本土を結ぶ黒瀬戸大橋の建設などの大事業が遂行出来たのは、郷土鹿児島県の皆様の永きに亘る御支援と御厚情のお蔭でございます。心から厚く御礼申し上げます。

今後は、もとより微力ではありますが、渾身の勇を振って國家國民のため、一身をささげ、もって本日の榮譽に對し万分の一の御報いをいたす決意でございます。何卒從來に変わらぬ御力添えを賜りますようお願いいたします。有難うございました。

原子力委員会委員長任命につき事後承認を求め

るの件

公正取引委員会委員長任命につき事後承認を求め

るの件

公安審査委員会委員長任命につき事後承認を求め

るの件

中央社会保険医療協議会委員長任命につき事後承認を求め

るの件

電波監理審議会委員長任命につき事後承認を求め

るの件

日本放送協会経営委員会委員長任命につき事後承認を求め

るの件

日本電信電話公社経営委員会委員長任命につき事後承認を求め

公安審査委員会委員長に岡村二一君を、

中央社会保険医療協議会委員長に高橋勝好君を、電波監理審議会委員長に阪本捷房君及び八藤東禧君を、

日本放送協会経営委員会委員長に大来佐武郎君、河原由郎君、工藤信一良君、新里善福君及び春野鶴子君を、

日本電信電話公社経営委員会委員長に小佐野賢治君及び細川隆元君を、

労働保険審査会委員長に伊集院兼和君及び及川富士雄君を任命したので、その事後の承認または同意を得たことの申し出があります。

まず、原子力委員会委員長、中央社会保険医療協議会委員長及び労働保険審査会委員の任命について、申し出のとおり事後の承認を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも承認を与えるに決しました。

次に、公正取引委員会委員長、公安審査委員会委員長、電波監理審議会委員長及び日本放送協会経営委員会委員の任命について、申し出のとおり事後の承認または同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、承認を与えるに決しました。

次に、日本電信電話公社経営委員会委員の任命について、申し出のとおり事後の承認を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、承認を与えるに決しました。

日程第一 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長益谷直蔵君。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔益谷直蔵君登壇〕

○議長直蔵君 ただいま議題となりました昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定及び年金の最低保障額の引き上げ並びに標準給付の月額の上昇の引き上げ等を行おうとするもので、その内容は、さきの通常国会に提出され、審査未了となつたものと同一で、適用時期についても、障害年金の受給権に關する部分以外の規定につきましては、前回案と同様、本年八月一日とし、さかのぼって適用することとしております。

委員会におきましては、十月三十日安倍農林大臣から提案理由の説明を聴取し、同日質疑を終了、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付きました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第二、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事片岡清一君。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔片岡清一君登壇〕

○議長片岡清一君 ただいま議題となりました昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方公務員共済組合の年金の額の改定につき、恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、廃疾年金の受給資格の消滅時期の延長、給料年額の算定方法の改正に伴う退職年金等の年金額の是正等の措置を講ずるとともに、地方

方議会議員に係る退職年金等の増額改定措置及び地方団体関係団体の職員に係る退職年金制度について、地方公務員共済組合制度の改正に準ずる措置を講じようとするものであります。

本案は、十月十一日本委員会に付託され、同月三十日、福田自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、慎重に審議を行いました。同日質疑を終了し、討論の申し出もなく、採決を行いましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案により、公務員関係共済制度の基本問題を調整、改善するための関係閣僚協議会の設置、公務員給与の改定率による年金スライド制の法制化等を内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第五、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

(内閣提出)

日程第五 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第三、一般職の職員

の給与に関する法律の一部を改正する法律案、日程第四、特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第五、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

程第四、特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第五、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長藤尾正行君。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔藤尾正行君登壇〕

○議長正行君 ただいま議題となりました三法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月十三日付の人事院勧告に基づいて、全俸給表の俸給月額の改定、医療職俸給表に特二等級の新設、医師の初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、義務教育等教員特別手当の額の改定等を勧告どおり四月一日から実施しようとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の俸給月額の改定等を行おうとするものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定の例に準じ、防衛庁職員の俸給月額の改定等を行うほか、昭和五十一年二月一日から當舎等に居住する曹以下の自衛官の給与改善を行おうとするものであります。

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律案外二案 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外二案 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外二案 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外二案

二七二

以上三法案は、十月九日本委員会に付託され、二十八日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行い、三十日質疑を終了し、討論を行い、採決の結果、一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、他の二法案は多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。まず、日程第三につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○羽田孜君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の

俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 羽田孜君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長小宮山重四郎君。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小宮山重四郎君登壇〕

○小宮山重四郎君 ただいま議題となりました両法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、一般の政府職員の給与を改善する法律案が今国会に提出されているのでありますが、この両法律案は、裁判官及び検察官についても、一般の政府職員の例に準じてその給与を改善する措置を講じようとするものであります。

その内容は、高等裁判所長官の報酬並びに次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する特別職の職員の俸給に、その他の裁判官の報酬並びに検察官の俸給については、これに対応する一般職の職員の俸給に、おおむね準じてそれぞれこれを増額し、これらの改正を本年四月一日にさかのぼって適用しようとするものであります。

当委員会においては、本日、両法律案の提案理由の説明を聴取した後、両法律案を一括して審査に付し、質疑を終了し、直ちに採決の結果、右両法律案は全会一致をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 両案を一括して採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○羽田孜君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案、右三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(前尾繁三郎君) 羽田孜君の動議に御異議ありませんか。

よって、日程は追加せられました。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長上村千一郎君。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○上村千一郎君 ただいま議題となりました三法

案は、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(前尾繁三郎君) 上村千一郎君登壇

律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、内国旅行及び外国旅行における旅費の定額を改定する等の措置を講じようとするものであります。

その主な内容を申し上げますと、まず、日当、宿泊料及び食卓料の定額を、内国旅行につきましては平均四〇〇程度、外国旅行につきましては平均三七〇程度引き上げることとしております。

なお、その際、外国旅行につきましては、旅行の実情に即して、日当及び宿泊料の支給に係る地域区分を改めることとしております。

また、移動料につきましては、その定額を、内国旅行につきましては平均五〇〇程度、外国旅行につきましては平均五五〇程度引き上げるとともに、内国旅行及び外国旅行とも、等級別の支給区分を現行の八区分から四区分に整理統合することとしております。

そのほか、内国旅行における車賃の定額を引き上げる等所要の改正を行うこととしております。

続いて、共済年金関係の二法律案について申し上げます。

この二つの法律案の主な内容を申し上げますと、

まず第一に、別途国会に提出され、すでに本院を通過いたしております恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じまして、国家公務員の共済組合及び公共企業体の共済組合の既裁定の年金について、年金額の算定の基礎となつてゐる俸給を、昭和五十年八月分から二九・三〇増額し、さらに昭和五十年一月分から六・八〇を限度として増額することにより、年金額を引き上げるとともに、恩給制度の改正になら

い、長期に職者等の受給する退職年金等の最低保障額の引き上げ、八十歳以上の高齢者に支給する退職年金等の年金額の計算の特例等、それぞれ所要の改正措置を講じようとするものでございませう。

第二に、その他の措置としてしまして、廃疾年金を受ける権利の消滅に關し、制度を改善するほか、国家公務員の共済組合制度におきましては、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額を、現行の二十四万五千円から三十一万円に引き上げることとし、また、公共企業体職員の共済組合制度におきましては、現行の公共企業体職員等共済組合法に基づく退職年金及び遺族年金について、国家公務員の共済組合制度と同様の最低保障額に關する制度を創設することとしております。

以上が三法律案の概要であります。これらの法律案は、いずれも前国会において衆議院を通過し、参議院に送付されましたが、同院において審査未了となりましたため、再び今国会に提出されたものであります。施行期日等に関する規定を除き、前回と同様の内容のものとなっております。

これら三法律案につきましては、審査の結果、本日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、各案とも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、共済年金関係の二法律案に対しましては、全会一致の附帯決議が付けられましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四分散会

出席國務大臣

法務大臣	稻葉 修君
大蔵大臣	大平 正芳君
厚生大臣	田中 正巳君
農林大臣	安倍晋太郎君
運輸大臣	木村 睦男君
郵政大臣	村上 勇君
労働大臣	長谷川 峻君
自治大臣	福田 一君
國務大臣	植木 光教君
國務大臣	佐々木義武君
國務大臣	坂田 道太君

○朗読を省略した議長の報告

(要求書受領)

一、去る九月十一日、内閣から、原子力委員会委員に吹田雄雄君を八月十二日付をもって任命したので、原子力委員会設置法第八条第三項の規定により本院の承認を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る九月十一日、内閣から、公正取引委員会委員に青山春樹君を八月十二日付をもって任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十条第四項の規定により本院の承認を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る九月十一日、内閣から、公安審査委員会委員に岡村二君を八月十三日付をもって任命したので、公安審査委員会設置法第五条第三項

の規定により本院の承認を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る九月十一日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に高橋勝好君を九月八日付をもって任命したので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五条第七項の規定により本院の承認を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る九月十一日、内閣から、電波監理審議会委員に阪本捷房君及び八藤東禧君を八月十五日付をもって任命したので、電波法第九十九条の三第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る九月十一日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に大来佐武郎君、河原由郎君、工藤信一良君、新里善福君及び春野鶴子君を八月十二日付をもって任命したので、放送法第十六条第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る九月十一日、内閣から、日本電信電話公社経営委員会委員に小佐野賢治君及び細川隆元君を九月十日付をもって任命したので、日本電信電話公社法第十二条第二項の規定により本院の承認を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る九月十一日、内閣から、労働保険審査会委員に伊集院兼和君を九月十日付をもって、及川富士雄君を八月十二日付をもってそれぞれ任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第三項の規定により本院の承認を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨三十日、議長において、次のとおり辞任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任	補欠
旗野 進一君	唐沢俊二郎君
林 大幹君	綿貫 民輔君
吉永 治市君	増岡 博之君
唐沢俊二郎君	旗野 進一君

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

朗読を省略した議長の報告 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

二七四

名提出

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨三十日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する事項

二、調査の目的

地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。

昭和五十年十月三十日

地方行政委員長 大西 正男

衆議院議長 前尾繁三郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産業の振興に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産業団体に関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農林漁業災害補償制度に関する事項

二、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。

昭和五十年十月三十日

農林水産委員長 澁谷 直藏

衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十年十月十一日

内閣総理大臣 三木 武夫

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正

第一条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の六の次に次の一条を加える。
(昭和五十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の七 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に二・九三を乗じて得た額を平均標準給与の月額とみな

して、旧法(附則第五条を除く)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「一・二九三を乗じて得た額」とあるのは、「当該年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日の前日又は当該年金に係る旧法第三十九条第一項の障害給付の請求の日の属する期間に係る別表第七の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が三十一万円を超えるときは、三十一万円とする。)」と読み替へるものとする。

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金(その年金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間が二十年を超えるものに限る。次項及び第五項において同じ)を受ける権利を有する者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける権利を有する七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、第一項又は前項の規定にかかわらず、その額を、これらの規定に準じて算定した額に、その算定した額の計算の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間のうち二十年を超える年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。次項において同じ)一年につきこれらの規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(遺族年金については、六百分の一)に相当する額の十二倍に相当する額を加算して得た額に改定する。この場合においては、前条第二項後段の規定

を準用する。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「(遺族年金については、六百分の一)」とあるのは、「(遺族年金については、六百分の一)(その超える年数のうち十年に達するまでの年数については、三分の二)(遺族年金については、六百分の一)」とする。

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が七十歳に達したとき(遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第三項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 第三項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第四項の規定に準じて算定した額に改定する。

7 第一項第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

(昭和五十年年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二項の十一 第二項の九第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準

給与の年額に一・二九三を乗じて得た額(その額が三百七十二万円を超えるときは、三百七十二万円とする)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正前の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正前の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「一・二九三」とあるのは、「その給付事由が生じた日の属する期間に係る別表第七の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と読み替えるものとする。

3 第一条の七第三項から第六項までの規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

4 第一項第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二項の十二 第二項の十第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、これらの規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は

は新法の平均標準給与の年額に一・二九三を乗じて得た額(その額が三百七十二万円を超えるときは、三百七十二万円とする)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正前の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(昭和四十四年十一月から昭和四十五年三月までの新法の規定による年金に限る)については、昭和五十一年一月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「一・二九三」とあるのは、「その給付事由が生じた日の属する期間に係る別表第七の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と読み替えるものとする。

3 昭和四十八年四月一日以後昭和四十九年三月三十一日以前に第二項第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和四十八年四月一日以後昭和四十九年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、その給付事由が生じた日におけるその年金の額の

算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額(平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額にあつては、これらの年額が、それぞれ、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項又は四十九年改正法第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第五号の規定がその給付事由が生じた日に施行されてゐたならばその年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額)に一・二九三を乗じて得た額(その額が三百七十二万円を超えるときは、三百七十二万円とする)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正後の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

4 第一項の七第三項から第六項までの規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

5 第一項第二項の規定は、前各項の規定によ

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号
及び同報告書

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
二七六

る年金額の改定の場合について準用する。

第三条の四の次に次の一条を加える。

(昭和五十年七月以前の資格喪失等に係る退職年金等の最低保障に係る改定)

第三条の五 前条第一項の規定は、昭和五十年七月三十一日以前に第一条第一項の資格の喪失をし、若しくは第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に旧法第三十九条第一項若しくは新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格の喪失、資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金(以下「昭和五十年七月以前の年金」と総称する。)の改定について準用する。この場合において、前条第一項中「第一条の六、第二条の九又は第二条の十」とあるのは「第一条の七、第二条の十一又は第二条の十二」と、「同年九月分以後」とあるのは「昭和五十年八月分以後」と、「三十二万六千六百円」とあるのは「四十二万円」と、「二十四万二千二百円」とあるのは「三十一万五千円」と、「十六万八千八百円」とあるのは「二十一万円」と、「十二万六千六百円」とあるのは「十五万七千五百円」と、「八万四千四百円」とあるのは「十万五千円」と読み替えるものとす

る。

2 昭和五十年七月以前の年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき(遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。)は、その達した日の

属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

(昭和五十年年度における通算退職年金の額の改定)

第四条の三 前条第一項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、第四条第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法

第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に施行されていしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額(その月額が、三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に施行されていしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額)を求め、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の七第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替えるものとする。

2 前項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「第一条の七

第一項」とあるのは、「第一条の七第二項」と読み替えるものとする。

3 前条第二項又は第三項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の十一第一項又は第二項」と、「第二条の十二第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替えるものとする。

4 前項の規定の適用を受ける通算退職年金(昭和四十五年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る年金に限る。)については、昭和五十一年一月分以後、その額を、前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「第二条の十一第一項又は第二条の十二第一項」とあるのは、「第二条の十一第二項又は第二条の十二第二項」と読み替えるものとする。

5 昭和四十八年四月一日以後昭和四十九年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。

この場合において、同条第三項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の十二第三項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替えるものとする。

6 第四条第五項の規定は、旧法第三十七条の二第六項又は四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七条の三第五項の規定の適用を受けた通算退職年金について準用する。

7 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第五条中「第二条の十」を「第二条の十二」と、「前二条」を「前三条」に、「一円未満」を「五十円未満」に、「その端数を」を「これを切り捨てた金額をもつて、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に」に改める。

附則に次の二項を加える。

16 附則第十四項の規定は、昭和五十年八月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金(次項において「昭和五十年八月以後の年金」と総称する。)の額について準用する。この場合において、附則第十四項中「三十二万六千六百円」とあ

るのは「四十二万円」と、「二十四万二千二百円」とあるのは「三十一万五千円」と、「十六万八千円」とあるのは「二十一万円」と、「十二万六千円」とあるのは「十五万七千五百円」と、「八万四千円」とあるのは「十万五千円」と読み替えるものとする。

17 昭和五十年八月以後の年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

別表第一中「別表第二」を「別表第一（第一条、第二条の七、第二条の十一、第二条の十二関係）」

期 間 の 区 分	率
昭和三十四年一月一日から昭和三十五年三月三十一日まで	一・三八一
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一・三五〇
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一・三四五
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一・三四一
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一・三三八
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一・三二九
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・三三〇
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一・三二五
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	一・三二八
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	一・三二二
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	一・三〇三

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）
第二条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
及び同報告書

第二十條第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給 与 月 額
第一級	五二、〇〇〇円	五四、〇〇〇円未満
第二級	五六、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上
第三級	六〇、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上
第四級	六四、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上
第五級	六八、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上
第六級	七二、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上
第七級	七六、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上
第八級	八〇、〇〇〇円	八二、〇〇〇円以上
第九級	八五、〇〇〇円	八七、〇〇〇円以上
第十級	九〇、〇〇〇円	九二、〇〇〇円以上
第十一級	九五、〇〇〇円	九七、〇〇〇円以上
第十二級	一〇〇、〇〇〇円	一〇二、〇〇〇円以上
第十三級	一〇五、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上
第十四級	一一〇、〇〇〇円	一一二、〇〇〇円以上
第十五級	一一五、〇〇〇円	一一七、〇〇〇円以上
第十六級	一二〇、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上
第十七級	一二五、〇〇〇円	一二七、〇〇〇円以上
第十八級	一三〇、〇〇〇円	一三二、〇〇〇円以上
第十九級	一三五、〇〇〇円	一三七、〇〇〇円以上
第二十級	一四〇、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円以上
第二十一級	一四五、〇〇〇円	一四七、〇〇〇円以上
第二十二級	一五〇、〇〇〇円	一五二、〇〇〇円以上
第二十三級	一五五、〇〇〇円	一五七、〇〇〇円以上
第二十四級	一六〇、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円以上
第二十五級	一六五、〇〇〇円	一六七、〇〇〇円以上
第二十六級	一七〇、〇〇〇円	一七二、〇〇〇円以上
第二十七級	一七五、〇〇〇円	一七七、〇〇〇円以上
第二十八級	一八〇、〇〇〇円	一八二、〇〇〇円以上
第二十九級	一八五、〇〇〇円	一八七、〇〇〇円以上
第三十級	一九〇、〇〇〇円	一九二、〇〇〇円以上
第三十一級	一九五、〇〇〇円	一九七、〇〇〇円以上
第三十二級	二〇〇、〇〇〇円	二〇二、〇〇〇円以上
第三十三級	二〇五、〇〇〇円	二〇七、〇〇〇円以上
第三十四級	二一〇、〇〇〇円	二一二、〇〇〇円以上

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 二七八

二七八

第三十七条の二第五項中「額とする。」の下に「のうち同条第二号に係る額を、」を、乗じて得た額の下に「と当該改定前の減額退職年金の額のうち同条第一号に係る額との合算額を加える。」

して当該退職年金の額を改定する。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第四十二條の次に次の一条を加える。

附則第七條第四項中「及び第四項」を「から第六項まで」に改め、同条第五項中「若しくは第四項」を「から第六項まで」に改め、同条第六項中「第一條の大」を「第一條の七」に改める。

第四十二條の二 障害年金を受ける権利を有する者が別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなったときは、当該廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

附則第十二條第三項第一号中「三十二万六千六百円」を「四十二万六千六百円」に改め、同項第二号中「二十四万二千二百円」を「三十一万五千円」に改め、同項第三号中「十六万八千八百円」を「二十一万円」に改める。

第三條 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十三條第一項第二号中「こえる」を「超える」に改め、「切り捨てた年数」の下に「第四項において同じ。」を加え、同条第四項を次のように改める。

附則第四條第十号中「二百九十四万円」を「三百七十二万円」に、「こえる」を「超える」に改める。

4 第一項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における同項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、第一項第一号中「仮定年額の九十分の一」とあるのは、「仮定年額に九十分の一と三十分の二(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三十分の一)とを合算した率を乗じて得た額」とする。

附則第六條第一項第二号中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同条第三項中「次項の下に」及び第五項を加え、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者が七十歳に達した場合に、その者を第三項の規定に該当する者とみなして、当該障害年金の額を改定する。

4 第一項の規定の適用を受ける退職年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「三十分の一」とあるのは、「三十分の二(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三十分の一)とする。」

6 前項の規定は、第三項又は前項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者が八十歳に達した場合に準用する。この場合において、同項中「第三項」とあるのは、「第四項」と読み替へるものとする。

附則第六條に次の一項を加える。

附則第十五條第二項中「第六項」を「第八項」に改め、同項第四号中「こえる」を「超える」に改め、「切り捨てた年数」の下に「第五項において同じ。」を加え、同条第五項を次のように改める。

6 第三項又は前項の規定の適用を受ける退職年金を受ける権利を有する者が八十歳に達した場合に、第三項及び第四項の規定の例により算定した額を第一項に規定する合算額と

て同じ。」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 第二項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における同項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、第二項第三号中「仮定年額の九十分の一」とあるのは、「仮定年額に九十分の一と三十分の二(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三十分の一)とを合算した率を乗じて得た額」とする。

6 第二項から前項までに規定する場合において、これらの規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

附則第十五條第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

7 更新組合員に係る四十九年改正後の法第四十六條第一項第二号又は新法第四十六條第一項第三号に規定する額は、これらの規定にかかわらず、附則第六條第一項及び第二項並びに第二項から前項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額とする。

6 第二項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者が七十歳に達した場合に、その者を第四項の規定に該当する者とみなして、当該障害年金の額を改定する。

第四條 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

7 前項の規定は、第四項又は前項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者が八十歳に達した場合に準用する。この場合において、同項中「第四項」とあるのは、「第五項」と読み替へるものとする。

第十四條 農林漁業団体職員共済組合法第一條第二項に規定する法人の職員で同法附則第六條の二第一項に規定する適用日に農林漁業団体職員共済組合の組合員となつたもの及び同法附則第六條の四第一項に規定する農林中央金庫等の職員で昭和四十九年十月一日に当該組合員となつたものの昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間で、同法附則第六條の二第一項又は第六條の四第一項の規定により当該組合員であつた期間とみなされ、同法第三十八條の規定による退職一時金の基礎となるべきものは、附則第二條第二項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通算対象期間とする。

3 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「三十分の一」とあるのは、「三十分の二(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三十分の一)とする。」

附則 附則第六條に次の一項を加える。

附則第十六條第五項から第七項までを次のように改め、同条第八項を削る。

附則 附則第六條に次の一項を加える。

5 第二項又は前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が八十歳に達した場合に、第二項及び第三項の規定の例により算定した額を第一項に規定する合算額として当該遺族年金の額を改定する。

附則 附則第六條に次の一項を加える。

附則第十五條第二項中「第六項」を「第八項」に改め、同項第四号中「こえる」を「超える」に改め、「切り捨てた年数」の下に「第五項において同じ。」を加え、同条第五項を次のように改める。

附則 附則第六條に次の一項を加える。

附則第十五條第二項中「第六項」を「第八項」に改め、同項第四号中「こえる」を「超える」に改め、「切り捨てた年数」の下に「第五項において同じ。」を加え、同条第五項を次のように改める。

附則 附則第六條に次の一項を加える。

第十七項の規定、第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十条第一項の規定並びに第四十四条の規定による改正後の通算年金通則法附則第十四条の規定は、昭和五十年八月一日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であつた者の昭和五十年八月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与のうち、その月額が四万八千円以下である標準給与又は二十三万円以上である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が二十三万五千円未満であるもの及び二十三万七千五百円以上二十四万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十一年九月までの各月の標準給与とする。

（掛金に関する経過措置）

第三条 前条第一項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和五十年八月分以後の掛金について行ふものとし、同年七月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（廃疾の程度が変わつた場合の障害年金の停止等に関する経過措置）

第四条 改正後の法第四十二条の二及び第四十四条第一項の規定は、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百二十二号。以下「三十九年改正法」という。）による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の規定による障害年金を受ける権利を有する者が施行日以後に農林漁業団体職員共済組合法別表第二

の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつた場合について適用する。

（退職年金等に関する経過措置）

第五条 第三条の規定による改正後の三十九年改正法附則第六条第一項及び第三項から第六項まで、第七條第四項から第六項まで、第十二条第三項、第十三条第一項及び第四項から第六項まで、第十五条第二項及び第五項から第九項まで並びに第十六条第三項及び第五項から第七項までの規定は、昭和四十九年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付について、昭和五十年八月分以後適用する。

（旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置）

第六条 第三条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四十条第十号の規定は、昭和五十年八月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の給付及び標準給与に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

理 由

農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定及び年金の最低保障額の引上げ並びに標準給与の月額の上下限の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、農林漁業団体職員共済組合による給

付に關し、国家公務員共済組合等他の共済組合制度に準じて、制度の改善を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

(1) 既裁定年金の額の改定

退職年金等については、その年金額の算定の基礎となつた平均標準給与を二九・三％増額することとし、昭和五十年八月分からその年金額を引き上げるとともに、昭和四十四年度以前に給付事由が生じた退職年金等については、この引き上げのほかに給付事由の発生した時期に応じて、平均標準給与を〇・八％から六・八％までの率で増額することとし、昭和五十一年一月分からその年金額を引き上げること。

(2) 退職年金等の最低保障額の引上げ

退職年金、障害年金及び遺族年金について、その最低保障額を引き上げること。

(3) 標準給与の引上げ

掛金及び給付の算定の基礎となる標準給与の下限及び上限を引き上げること。

(4) その他

老齢者の退職年金等の額の算定の特例及び障害年金の受給権の消滅の暫予期間の創設について所要の改善措置を講ずること。

(5) 施行期日

施行期日は、公布の日とし、障害年金の受給権に關する部分以外の規定については、昭和五十年八月一日から適用すること。

二 議案の可決理由

本案は、国家公務員共済組合制度等他の共済組合制度の改善に準じて改善を図らうとするものであり、その措置を適當なものと認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費

昭和五十年年度一般会計予算（農林省所管）に、農林漁業団体職員共済組合補助に必要な経費として五十七億八百七千万円が計上されてい

る。

右報告する。

昭和五十年十月三十日

農林水産委員長 澁谷 直藏

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、農林年金制度の一層の発展充實を期するため、制度の見直しを行うとともに、財政基礎の弱い本制度の特殊性を考慮し、制度の健全な運営が図られるよう、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 制度改善については、国家公務員共済組合等他制度との均衡ならびに低額年金受給者の多い本制度の特殊性を考慮しつつ、適切な措置を講ずること。

二 旧法年金については、新法年金との均衡に配慮し、その格差是正のための制度の改善に一層努力すること。

三 既裁定年金の改定については、これまでの公務員給与の引上げによる年金改定の実績にもかんがみ、自動スライド制の導入を図ること。

四 年金財政の健全化を図るため、給付に要する費用に対する国の補助率の百分の二十以上への引上げ、財源調整費補助及び事務費の増額に努めること。

五 現行掛金率等他制度に比して高い実態にあり、組合員の掛金負担の軽減を図るため、私学共済と同様に、都道府県補助その他の公的な財政援助措置の導入の実現に努めること。

六 賦課方式の採用を含め農林年金の財政方式の

二八〇

めるところにより改定する。

第三条の二第一項中「新法の規定」を「地方

公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定に改め、同条の次に次の一条を加える。
(昭和五十年年度における昭和四十五年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定)
第三条の三 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第二条の六第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。
この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

4 沖縄の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、前三項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

昭和五十年十月三十一日 衆議院会議録第十二号

定する。

第四条第一項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定」に改め、同条第三項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定」に改め、「退職に係る年金」の下に「(第五項の規定の適用を受ける年金を除く。)」を加え、同条第五項中「及び施行法第百三十二条の二第一項第三号に規定する沖縄の組合員であつた者」を「並びに沖縄の組合員であつた者に、退職に係るものについては」を「退職に係るもの及び同年四月一日以後の退職に係るものについては」に改める。

第十三条中「第九条」を「第十三条」に改め、同条を第十七条とする。

第十二条中「第十条」を「第十四条」に、「第十条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十一条を第十五条とし、第十条を第十四条とする。

第九条第二項中「第八条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同条を第十三条とする。

第八条の四第一項中「第八条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改め、同条第二項中「第八条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同条を第十二条の四とする。

第八条の三第一項及び第二項中「第八条第一項」を「第十二条第一項」に、「第八条の二第一項」を「第十二条の二第一項」に改め、同条第三項中「第八条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同条を第十二条の三とする。

第八条の二を第十二条の二とし、第八条を第十二条とする。

第七条の二第一項中「遺族年金」の下に「(以下「新法の規定による地方議会議員の退職年金等」という。)」を加え、「以下この項において同じ」を「以下同じ」に改め、「一万円とする。」の下に「(以下「昭和三十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額」という。)」を加え、同条を第十一條とし、同条の次に次の一条を加える。
(昭和五十年年度における地方議会議員共済組合の年金の額の改定)
第十一条の二 地方議会議員であつた者に係る新法の規定による地方議会議員の退職年金等のうち昭和四十五年四月三十一日以前の退職に係る年金及び地方議会議員であつた者に係る施行法第百四十二条の二に規定する互助年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、その者が引き続き昭和四十五年五月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば同年五月分として受けることとなる報酬額に係る標準報酬月額(同日において適用されている地方議会議員共済組合の定款で定められる標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が当該地方議会議員の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額に一・六を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。)に十二を乗じて得た額を新法第百六十一条第二項又は第百六十二条第二項に規定する標準報酬年額とみなし、新法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

昭和四十二年四月以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

額に係る標準報酬月額」という。)」を加え、同条を第十一條とし、同条の次に次の一条を加える。
(昭和五十年年度における地方議会議員共済組合の年金の額の改定)
第十一条の二 地方議会議員であつた者に係る新法の規定による地方議会議員の退職年金等のうち昭和四十五年四月三十一日以前の退職に係る年金及び地方議会議員であつた者に係る施行法第百四十二条の二に規定する互助年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、その者が引き続き昭和四十五年五月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば同年五月分として受けることとなる報酬額に係る標準報酬月額(同日において適用されている地方議会議員共済組合の定款で定められる標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が当該地方議会議員の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額に一・六を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。)に十二を乗じて得た額を新法第百六十一条第二項又は第百六十二条第二項に規定する標準報酬年額とみなし、新法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 施行法第百四十二条の三第四項の規定により支給される年金たる共済給付金で昭和四十五年四月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第七条を第十条とする。

第六条第一項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第六条の二第二項」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合においては、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第七条第一項の場合」と、「前項第二号」とあるのは「第七条第二号」と、「前項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第七条第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第七条第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。

第六条第三項中「係るもの」の下に「及び沖縄の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金で政令で定めるもののうち、同月十五日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るもの」を加え、同条を第七条とし、同条の次に次の三条を加える。
(昭和五十年年度における昭和四十七年四月以後の通算退職年金の額の改定)
第七条の二 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。
一 二十四万円
二 通算退職年金の仮定給料(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に一・二九三を乗じて得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 第六条の二第二項から第四項までの規定

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び
同報告書

二八二

は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第七條の第二項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十年八月分」と、「前項第二号」とあるのは「第七條の第二項第二号」と、「前項」とあるのは「第七條の第二項第一号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第七條の第二項第一号及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第七條の第二項第一号及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「前三項」とあるのは「第七條の第二項第一号及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と読み替へるものとする。

3 前条第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分（その給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

（昭和五十年以後における昭和四十八年四月以後の通算退職年金の額の改定）

第八條 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定給料（当該通算退職年金の額の算定の基準となつた給料に一・二九三を乗じて得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第八條第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十年八月分」と、「前項第二号」とあるのは「第八條第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第八條第一項第一号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第八條第一項第一号及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第八條第一項第一号及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と読み替へるものとする。

3 沖縄の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金で政令で定めるもののうち、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、当該年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものにあつては同年八月分以後、同年八月一日以後に給付事由が生じたものにあつてはその事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

（端数計算）

第九條 第二條の六、第三條の三、第四條の二、第五條、第六條の三及び前二條の規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもつて、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。

第五條の二第一項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定」に改め、同条を第六條の二とし、同条の次に次の一条を加える。
（昭和五十年以後における昭和四十七年三月以前の通算退職年金の額の改定）

第六條の三 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定給料（前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に一・二九三を乗じて得た額（地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものにあつては、その乗じて得た額が、昭和四十九年改正後の新法第四十四條第二項又は施行法第二條第一項第三十三號の規定がその者の退職の日に行なわれていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料の額を求め、その給料の額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして第一條から第二條の四までの規定を適用するものとした場合の同条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一條第一項第一号に掲げる仮定新法の給料年額とみなされた額を算定し、その額に別表第五の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる率を乗じて得た額に一・二九三を乗じて得た額（その額が三百七十二万円を超える場合には、三百七十二万円）を十二で除して得た額より少ないときは、その除して得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

ときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和五十年八月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乘じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法別表第三に定める率を乘じて得た金額

3 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十年十二月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和五十年一月分以後、その額を、第一項第二号中「一・二九三」とあるのを「別表第六の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる率」と読み替へて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 新法第八十二條第六項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前三項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

5 第一條第五項の規定は、前各項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の改定について準用する。

6 前条第五項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分（その給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、第一項、第二項及び前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する

る。

7 前項の規定の適用を受ける年金(昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものに限る。)については、昭和五十一年一月分(その給付事由が同年一月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、第三項から第五項までの規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第五項第一項中「(以下)新法の規定による通算退職年金」というを削り、同条を第六条とする。

第四條の次に次の二条を加える。

(昭和五十年年度における昭和四十七年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定)
第四條の二 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るもの(第四項の規定の適用を受けるものを除く。)については、昭和五十年八月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条

例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条

例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条

例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条

例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条

例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条

例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条

例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条

3 前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。
この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。

この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

4 前条第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前三項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十年年度における昭和四十八年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定)
第五條 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るもの(第五項の規定の適用を受けるものを除く。)については、昭和五十年八月分以後、その額を、当該年金の額(その額につき年金額の最低保障額に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるところの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつた新法第四十四條第二項若しくは施行法第二條第一項第三十三号又は同項第二十九号若しくは第五十七條第三項若しくは第二條第一項第三十三号に規定する給料年額若しくは新法の給料年額又は退職年金条

例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、これらの給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条

例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、これらの給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条

例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、これらの給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条

例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、これらの給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条

例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、これらの給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条

例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、これらの給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条

例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、これらの給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条

例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、これらの給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条

例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、これらの給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条

例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、これらの給料年額については、三百七十二万円)を、それぞれ第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条

例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額に改定する。

2 第二条の六第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 第二条の六第三項及び第四項の規定は、地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等で昭和五十年七月三十一日において現に支給されているもの(昭和四十九年四月一日以後の退職に係る年金(第五項の規定の適用を受ける年金を除く。))の額の改定について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るものについて、前項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十九年四月一日以後の退職に係るものについて、それぞれ準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

5 沖縄の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等で政令で定めるところのうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るもの(昭和四十九年四月一日以後の退職に係るものを除く。)については、昭和五十年八月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

附則第十條中「第九條」を「第十一條」に改め、別表第一中「別表第一」を「別表第一(第一條関係)」に改める。

別表第一の二中「別表第一の二」を「別表第一の二(第一條関係)」に改める。

別表第一の三中「別表第一の三」を「別表第一の三(第一條関係)」に改める。

別表第一の四中「別表第一の四」を「別表第一の四(第一條関係)」に改める。

別表第一の五中「別表第一の五」を「別表第一の五(第一條関係)」に改める。

別表第二の二中「別表第二の二」を「別表第二の二(第二條関係)」に改める。

別表第二の三中「別表第二の三」を「別表第二の三(第二條関係)」に改める。

別表第二の四中「別表第二の四」を「別表第二の四(第二條関係)」に改める。

別表第二の五中「別表第二の五」を「別表第二の五(第二條関係)」に改める。

別表第一の二中「別表第一の二」を「別表第一の二(第一條関係)」に改める。

別表第一の三中「別表第一の三」を「別表第一の三(第一條関係)」に改める。

別表第一の四中「別表第一の四」を「別表第一の四(第一條関係)」に改める。

別表第一の五中「別表第一の五」を「別表第一の五(第一條関係)」に改める。

別表第二の二中「別表第二の二」を「別表第二の二(第二條関係)」に改める。

別表第二の三中「別表第二の三」を「別表第二の三(第二條関係)」に改める。

別表第二の四中「別表第二の四」を「別表第二の四(第二條関係)」に改める。

別表第二の五中「別表第二の五」を「別表第二の五(第二條関係)」に改める。

別表第三の二中「別表第三の二」を「別表第三の二(第一條関係)」に改める。

別表第三の四中「別表第三の四」を「別表第三の四(第一條関係)」に改める。

別表第三の五中「別表第三の五」を「別表第三の五(第一條関係)」に改める。

別表第四の二中「別表第四の二」を「別表第四の二(第一條関係)」に改める。

別表第四の四中「別表第四の四」を「別表第四の四(第一條関係)」に改める。

別表第四の五中「別表第四の五」を「別表第四の五(第一條関係)」に改める。

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び
同報告書 二八四

退 職 の 時 期	率
昭和三十七年十二月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一・三四一
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一・三三八
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一・三三九
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・三三〇
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一・三二五
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	一・三一八
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	一・三二二
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	一・三〇三

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第五項中「減額退職年金の額とする。」の下に「のうち第七十八条の二第一項第二号に係る額を、乗じて得た額の下に」と当該改定前の減額退職年金の額のうち同項第一号に係る額との合算額を加える。

第八十八条第三項中「ときは」を「場合において、その該当しなくなった日から同欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときは」に改める。

第九十条の次に次の一条を加える。

第九十条の二 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなったときは、当該廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。
第百十四条第三項及び第二百四十四条第四項中「二十四万五千円」を「三十一万円」に改める。
(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)

の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「昭和四十一年六月三十日」を「昭和四十五年六月三十日」に改め、「在職した者」の下に「(沖縄の教育区に在職した者のうち、これに相当する者として政令で定める者を含む。)」を加え、同条第八項を次のように改める。

8 前二項の規定は、公立学校職員共済組合法(千九百六十八年立法第四十七号)若しくは公務員等共済組合法(千九百六十九年立法第百五十四号)の規定の適用を受ける者であつた期間を有する者若しくはその遺族又は公務員退職年金法(千九百六十五年立法第百号)の規定による年金たる給付を受ける権利を有する者については、適用しない。

第三条第九項中「昭和二十年九月三日前」を「昭和十九年四月一日前に給付事由が生じた樺太にあつた市町村の退職年金条例の規定による恩給組合条例の退職料等に相当する給付で政令で定めるもの及び昭和二十年九月三日前に、「樺太の退職料等」というを「樺太の退職料等」と総称する」に改める。

第三条の三第一項第二号中「昭和四十八年法律第六十号」を「昭和五十年法律第 号」に改め、同項第五号中「昭和四十九年法律第九十

号」を「昭和五十年法律第 号」に改める。

三 号」を「昭和五十年法律第 号」に改める。
第七條第一項第四号中「第十條第四号」を「第十條第一項第四号」に改め、同項第五号中「第十條第六号」を「第十條第一項第六号」に改める。
第十條に次の三項を加える。

2 新法第七十八條第一項、前二條又は前項の規定に該当しない更新組合員のうち、学校給食に関する単純な業務その他の地方公共団体の事務に相当するものとして政令で定める特定の事務に従事していた者(地方公共団体の財政上の理由その他政令で定める理由により職員となることなく当該特定の事務に係る勤務の形態が政令で定める要件に該当していた者に限る。以下この項及び次項において「特定事務従事者」という。)であつたもので引き続いて職員となつたもの又は更新組合員以外の者(新法第七十八條第一項の規定に該当しない者に限る。)のうち、施行日の前日において特定事務従事者であつたもので同日後引き続き職員となつたもの(これらの者のうち、職員となつた際のその者の職務が当該特定の事務と同様の内容であつた者に限るものとし、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)の施行の日において組合員である者に限る。)が当該施行の日から昭和五十八年十一月三十日までの間に退職した場合において、その者の四十歳以上の組合員期間が十五年以上であり、かつ、組合員期間にその者の当該職員であつた期間に引き続く当該特定事務従事者であつた期間から十二月を控除した期間を算入するとし、その期間が二十年以上となるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

後引き続き職員となつたもの(前項の規定の適用を受ける者に限る。)に係る新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、政令で特別の定めをするものを除き、その者を更新組合員とみなす。

4 前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用については必要な事項は、政令で定める。
第十一條第七項中「こゝる」を「超える」に、「次條」を「第十二條」に改め、同條第十一項中「前項各号」を「第十項各号」に改め、同條第十二項とし、同條第十項の次に次の一項を加える。
11 八十歳以上の更新組合員が退職した場合において、第七條第一項第一号又は第二号の期間のうち前項各号に掲げる期間があるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二」(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)と、同項第二号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二」(その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)とする。

第十一條に次の一項を加える。
13 新法第七十八條第一項又は前三條の規定による退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第十項各号に掲げる期間を有するときは、その者を第十一項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第十二條第一項第一号中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項第二号及び第三号中「第十項及び第十一項」を「及び第十項から第十三項まで」に改める。
第十三條第一項中「第十一條第一項第一号から第四号までに掲げる期間に係る前三條の規定により算定した金額」を「第十一條第一項第一号から第四号までに掲げる金額」に改める。

3 更新組合員以外の者のうち、施行日の前日において特定事務従事者であつたもので同日

ら加算控除率を控除した数乗じた数乗じて得た額にその給料年額に三分分の二（その超える期間の年数と前二号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百

第三十九条第一項中「及び第十二条の二から第十四条までの規定により」を「第十一条の二から第十四条まで及び前条第三項から第七項までの規定に準じて政令で定めるところにより」に改め、「相当する金額」の下に「(遺族年金を受

6 地方公共団体の長の退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第一超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一とする。

第六十八条に次の一項を加える。

第七項までの規定(同条第三項第二号に係る部分を除く。)(に、「同条第四項中「前項各号」を「退職年金条例の給料年額」とあるのは「地方公営団体の長の退職年金条例の給料年額」と、同

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び
同報告書 二八六

条第四項中「前項」とあるのは「第八十三条第二項において準用する前項」と、同条第五項中「第三項各号」に、「前項第一号」とを第三項第一号とし、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第八十三条第二項において準用する第三項第一号」と、「第四項」とあるのは「同条第二項において準用する第四項」とに改め、同条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の長の公務によらない遺族年金に関する経過措置)

第八十三条の二 更新組合員である地方公共団体の長に係る新法第七十七条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第二号又は第三号の規定による遺族年金の額は、第六十八条第一項及び第二項、第六十九条から第七十一条まで並びに前条第二項の規定により読み替えられた第三十八条第三項から第七項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額(遺族年金を受ける者が新法第七十七条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額)とする。

2 第四十二条の規定は、前項の規定による遺族年金の額について準用する。

3 第八十二条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定により算定した遺族年金の額が、これらの規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ない場合について準用する。

第九十条第六項中「第一項の規定の適用を受ける」とあるのは「又は職務加算等の期間及び又は第四項において準用する第五十七条第五項を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の規定の適用を受ける」とを削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

の一項を加える。

3 八十歳以上の恩給公務員である職員であつた更新組合員が退職した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超える期間を有するときに於けるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「三分の二(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)」とする。

第九十条に次の二項を加える。

8 警察職員の退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超える期間を有するときは、その者を第三項の規定に該当する者となし、当該退職年金の額を改定する。

9 警察職員の退職年金を受ける者が六十五歳に達した場合において、その者が第五項において準用する第五十七条第五項に規定する職務加算等の期間を有するときは、その者を第五項において準用する同条第五項の規定に該当する者となし、当該退職年金の額を改定する。

第九十七条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 警察職員であつた期間が十五年を超える八十歳以上の更新組合員に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「警察職員の恩給法の給料年額の百分の五十に相当する金額」とあるのは、「警察職員の恩給法の給料年額に百五十分の二と三分の二(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)とを加えた率を乗じて得た額に相当する金額」とする。

第九十七条に次の一項を加える。

6 第九十条第七項から第九項までの規定は、第一項の規定の適用を受ける廃疾年金を受け

る者について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項第一号の期間で十二年」とあるのは「第九十七条第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号の期間で十五年」と、「第二項」とあるのは「同条第三項」と、同条第八項中「第一項第一号の期間で十二年」とあるのは「第九十七条第四項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号の期間で十五年」と、「第三項」とあるのは「同条第四項」と、同条第九項中「第五項において準用する第五十七条第五項」とあり、及び「第五項において準用する同条第五項」とあるのは「第九十七条第五項において準用する第五十七条第五項」と読み替えるものとする。

第九十三条第一項中「当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額」を「第九十四条の二第一項の遺族年金の額の算定の例に準じて政令で定めるところにより算定した金額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第四十二条の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

第九十四条第二項中「第五項まで」を「第七項までの規定(同条第三項第二号に係る部分を除く。以下「十二年」と、同条第四項中「前項各号」を「十五年」と、「退職年金条例の給料年額」とあるのは「警察職員の恩給法の給料年額」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第九十四条第二項において準用する前項」と、同条第五項中「第三項各号」に、「前項第一号」とを「第三項第一号」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第九十四条第二項において準用する第三項第一号」と、「第四項」とあるのは「同条第二項において準用する第四項」とに改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十四条の二 更新組合員である警察職員に係る新法附則第二十五条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第二号又は第三号の規定による遺族年金の額は、第五十七條第六項及び第七項、第九十条第一項、第四項及び第六項、第九十条の二から第九十三条まで並びに前条第二項の規定により読み替えられた第三十八条第三項から第七項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額(遺族年金を受ける者が新法附則第二十五条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額)とする。

2 第四十二条の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

3 第九十三条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定により算定した遺族年金の額が、これらの規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ない場合について準用する。

第九十一条第二項中「第十一項」を「第十三項」に改める。

第九十七条第一項中「第九十一条第一項」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第九十一条第一項」に改める。

第九十九条第一項中「当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額」を「次条第一項の遺族年金の額の算定の例に準じて政令で定めるところにより算定した金額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第四十二条の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

第九十九条の二を第九十九条の三とし、第九十九条の次に次の一条を加える。

第百十九条の二 更新組合員である消防職員に係る新法第九十三条第二号又は第三号の規定による遺族年金の額は、第三十八条第三項から第七項まで、第五十七条第六項及び第七項並びに第百十一条から第百十四条までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額（遺族年金を受ける者が新法第九十三条の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）とする。

2 第四十二条の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定により算定した遺族年金の額が、これらの規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ない場合について準用する。

第百三十一條第二項中「第十條各号」を「第十條第一項各号」に改め、同項第四号中「附則第十條第三項」を「附則第十一條第二項」に改める。第百四十三條の三第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 八十歳以上の団体共済更新組合員が退職した場合において、その者が第百四十三條の二第一項第一号の期間、同項第二号の期間及び同項第三号の期間を合算して二十年を超える期間を有するときに於けるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「三分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の二）」とする。

第百四十三條の三に次の一項を加える。

6 新法第二百二條において準用する新法第七十八條第一項の規定による退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第百四十三條の二第一項第一号の期間、同項

第二号の期間及び同項第三号の期間を合算して二十年を超える期間を有するときは、その者を第四項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第百四十三條の十第三項中「同法」を「新法」に改め、同条第四項中「第百四十三條の三第四項」を「第百四十三條の三第五項及び第六項」に、「同項」を「前項」を「第百四十三條の三第五項中「第三項」に」と読み替える」と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第百四十三條の十第四項」と読み替える」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 八十歳以上の団体共済更新組合員が退職し、新法第二百二條において準用する新法第八十六條の規定による廃疾年金を受ける場合におけるその者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「退職時の給料年額の二百二十五分の二」とあるのは「退職時の給料年額に二百二十五分の二と三分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の二）」を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号中「退職時の給料年額の九十分の一」とあるのは「退職時の給料年額に九十分の一と三分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の二）」を加えた率を乗じて得た額」と、同項第三号中「退職時の給料年額の百八十分の一・一」とあるのは「退職時の給料年額に百八十分の一・一と三分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の二）」を加えた率を乗じて得た額」とする。

第百四十三條の十三第三項中「第五項までの規定」を「第七項までの規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）」に、「同条第四項中「前項各号」を「同条第四項中「前項」とあるのは「第百四十三條の十三第三項において準用する前項」と、同条第五項中「第三項各号」とあるのは「第百四十三條の十三第三項において準用する第三項第二号」と、「第四項」とあるのは「同条第三項において準用する第四項」とに改める。

十三條の十三第三項において準用する前項」と、同条第五項中「第三項各号」に、「前項第二号」とを「第三項第二号」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第百四十三條の十三第三項において準用する第三項第二号」と、「第四項」とあるのは「同条第三項において準用する第四項」とに改める。

第百四十三條の十四第一項中「又は第百四十三條の三の二の規定により算定した金額の百分の五十に相当する金額」を「から第百四十三條の四まで及び前条の規定により読み替えられた第三十八條第三項から第七項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額（遺族年金を受ける者が新法第二百二條において準用する新法第九十三條の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）」に改め、同条第二項を削る。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第二十三條、第七十五條関係）」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第二十九條、第七十八條、第九十九條関係）」に、「四、二、〇〇〇」を「一、九八四、〇〇〇」に、「九三三、〇〇〇」を「一、二八三、〇〇〇」に、「六一七、〇〇〇」を「八四四、〇〇〇」に改め、同表の備考二中「七万二千円」を「十二万円」に改め、同表の備考三中「四万二千円」を「六万円」に改め、「一万二千円」を「一万八千円（同号イに掲げる者がいない場合に於ては、そのうち一人に限り四万二千円）」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第百四十三條の六関係）」に改める。
別表第四中「別表第四」を「別表第四（第百四十三條の六関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
2 附則第八條の規定は、昭和五十年八月一日から適用する。

（廃疾の程度が変わつた場合の年金額の改定等に関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下改正後の法という。）第八十八條第三項及び第九十條の二（これらの規定を改正後の法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に廃疾年金を受ける権利を有する者が改正後の法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつた場合について適用する。

（掛金の標準となる給料に関する経過措置）

第三条 改正後の法第百四十四條第三項及び第二百四條第四項の規定は、昭和五十年八月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年七月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

（沖縄の退職料等及び樺太の退職料等に関する経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下改正後の施行法という。）第三条第七項又は第九項の規定の適用により新たにこれらの規定に規定する沖縄の退職料等又は樺太の退職料等のうち年金たる給付を受ける権利を有することとなる者には、施行日の属する月分以後、これらの給付を支給する。

（普通恩給等の受給権を有する更新組合員等のうち準公務員期間等を有する者に関する経過措置）

第五条 昭和五十年八月一日において現に普通恩給、退職料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金（以下この条において「普通恩給等」という。）を受ける権利を有し、かつ、第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下この条において「改正前の施行法」という。）第十條第一号の期間で恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び
同報告書

二八八

正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下この条において「改正後の法律第百五十五号」という。)附則第四十四条の二の規定又はこれに相当する退職年金条列の規定の適用によりその全部が当該期間に該当しないこととなるものを有する改正後の施行法第二十条第一項第十号に規定する更新組合員(改正後の施行法第五十五條第一項第一号に掲げる者を含む。以下この条及び附則第九号において「更新組合員等」という。若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和五十年七月三十一日において改正前の施行法第十号第一号(改正前の施行法第五十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第百五十五号附則第四十四条の二の規定、これに相当する退職年金条列の規定及び改正後の施行法の規定にかかわらず、改正前のこれらの規定の例によるものとする。

(職務加算等の期間を有する者等)に関する経過措置)
第六條 改正後の施行法第十一條第一項及び第十三項、第十二條第一項、第二十七條第八項及び第九項、第三十八條第四項、第六項及び第七項、第三十九條、第四十條、第五十七條第三項及び第五項から第七項まで、第五十九條第二項、第六十八條第二項、第四項及び第六項、第七十七條第二項、第四項及び第五項、第八十二條第一項及び第二項、第八十三條第二項、第八十三條の二、第九十條第三項、第八項及び第九項、第九十七條第四項及び第六項、第九十三條第一項及び第二項、第九十四條第二項、第九十九條第一項及び第二項、第一百零二條、第一百零九條第一項及び第二項、第一百一十條の二、第一百四十三條の三第四項及び第六項、第一百四十三條の十第四項及び第五項、第百

四十三條の十三第三項並びに第百四十三條の十四の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十年八月分以後適用する。(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)
第七條 改正後の施行法第四十一條及び別表第二の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和五十年八月分以後適用する。

2 昭和五十年十二月三十一日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金については改正後の施行法第四十一條又は別表第二の規定を適用する場合に、同年八月分から同年十二月分までの年金については、同条中「五十六万六千円」とあるのは「四十七万四千円」と、同条中「一、九八四、〇〇〇円」とあるのは「一、八七一、〇〇〇円」と、「一、二八三、〇〇〇円」とあるのは「一、二一四、〇〇〇円」と、「八四四、〇〇〇円」とあるのは「八〇三、〇〇〇円」とする。

(長期に職者等の退職年金等の額の最低保障)
第八條 組合員又は団体共済組合員が昭和五十年八月一日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はこれらの者の遺族に係る改正後の法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(改正後の施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下この条において同じ。)で次の各号に掲げるものについて、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 改正後の法の規定による退職年金のうちイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が当該

退職年金を受ける最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 四十二万円
ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 三十一万五千円
ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 二十一万円

二 改正後の法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 四十二万円
ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 三十一万五千円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十一万円

三 改正後の法の規定による遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で改正後の法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 三十一万五千円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十一万円

四 改正後の法の規定による遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で改正後の法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 三十一万五千円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十一万円
ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で実在職の期間

が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の妻、子及び孫を除く。)が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 十五万七千五百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十萬五千元

2 前項の場合において、同項第三号に掲げる年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

3 第一項各号に掲げる年金で昭和五十年八月一日以後に給付事由が生じたものを受ける者(六十五歳未満の者に限る。)が六十五歳に達した場合(同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。)において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

(政令への委任)
第九條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、更新組合員等若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族が附則第五條の申出をした場合におけるこれらの者に係る長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等について必要な事項は、政令で定める。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)
第十條 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「第七條」を「第十條」に改める。
(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)
第十一條 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
附則第六項中「第七條」を「第十條」に改める。

理 由

地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるは、退職年金等の最低保障額の引上げ、掛金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるは、廃疾年金の受給資格の消滅時期の延長、給料年額の算定方法の改正に伴う退職年金等の年金額の是正等の措置を講ずるとともに、地方議会議員に係る退職年金等の増額改定措置及び地方団体関係団体の職員に係る退職年金制度について地方公務員共済組合制度の改正に準ずる措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 地方公務員の共済制度の改正に関する事項

1 恩給制度の改正に伴う事項

(1) 地方公務員共済組合が支給する退職年金等の年額については、恩給の増額改定措置に準じ、①昭和四十八年度以前の退職に係るものについて、昭和五十年八月分から二九・三パーセント増額するものとし、②昭和四十四年度以前の退職に係るものについて、昭和五十一年一月分

から退職時期の区分により恩給水準と公務員給与水準との格差を是正する措置を講ずるものとする。

(2) 恩給の最低保障額の引上げに伴い、退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げるものとする。

(3) 八十歳以上の者に給する普通恩給又は扶助料に老齢者加給の措置が講ぜられたことに伴い、八十歳以上の老齢者に係る退職年金、廃疾年金及び遺族年金について、年金条例職員期間等で退職年金を受ける最短年金年限を超える年数に応じて年金の額を増額する措置を講ずるものとする。

(4) 増加恩給の額が増額されたことに伴い、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げるものとする。

(5) その他恩給制度の改正に伴い、所要の措置を講ずるものとする。

2 その他の事項

(1) 廃疾年金を受ける権利は、廃疾の状態に該当しなくなった日から廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときに消滅するものとし、廃疾の状態に該当しなくなったときは、その間、廃疾年金の支給を停止するものとする。

(2) 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の限度額を三〇、〇〇〇円に引き上げるものとする。

(3) 旧沖縄県町村吏員恩給組合の恩給条例が昭和二十一年一月二十九日から昭和四十五年六月三十日までの間においてもな

お効力を有するものとしたならば当該条例の規定により退職料等の受給権を有することとなる者について、当該退職料等を支給する措置を講ずるとともに、旧樺太にあつた市町村の退職年金条例の規定による恩給組合条例の退職料等に相当する給付の受給権を有していた者について、当該退職料等を支給する措置を講ずるものとする。

(4) 長期給付の給付額の算定の基準となるべき給料の取扱の改正に伴い、昭和四十四年度以前に給付事由の生じた退職年金等のうち年金額の是正を要すべきものについては、その是正措置を講ずるものとする。

(5) その他更新組合員又はこれに準ずる者の特定の雇用状況にあつた期間に係る通算要件の緩和等所要の規定の整備を図るものとする。

(二) 地方議会議員の年金制度の改正に関する事項

地方議会議員共済組合が支給する退職年金等について、増額改定をするものとする。

(三) 地方団体関係団体職員の年金制度の改正に関する事項

1 地方団体関係団体職員共済組合が支給する退職年金等について、地方公務員共済組合制度における前記(一)の(3)及び(一)の(2)に準ずる措置を講ずるものとする。

2 その他規定の整備を図るものとする。

(四) 実施期日

前記の措置のうち、(一)の1、(一)の2の(2)及

び(4)、(二)並びに(三)の措置は昭和五十年八月一日から、その他の措置は公布の日から、それぞれ実施するものとする。

二 議案の可決理由

地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるは、廃疾年金の受給資格の消滅時期の延長、給料年額の算定方法の改正に伴う退職年金等の年金額の是正等の措置を講じようとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十年十月三十日

地方行政委員長 大西 正男

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方公務員共済制度の現状にかんがみ、次の諸点について善処すべきである。

一 公務員関係共済制度における基本問題を調整改善するための関係関係協議会の設置について早急に検討すること。

二 昭和五十一年度以外の公的年金制度の抜本的改正が行われる際には、長期給付の財政方式について賦課方式の採用、長期給付に要する費用

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二九〇

の公的負担割合の引上げ、中高年齢就職者に係る特例年金措置等を含めて、地方公務員共済制度についても基本的な見直しを行うこと。

三 公務員給与の改定率による年金スライド制を法制化するとともに、年金額の改定を公務員の給与改定時期にあわせて実施するよう検討すること。

四 退職年金等の最低保障額を引き上げるとともに、最低保障額からの既支給一時金の控除を廃止するよう検討すること。

五 遺族年金の支給率の引上げ等について検討すること。

六 通算退職年金制度について、他の公的年金制度を含めて抜本的に検討すること。

七 家族療養費の給付については、他の医療保険制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

八 退職後の地方公務員の医療保障について、早急に抜本的改善を図るよう検討すること。

九 職員団体等の非在籍専従役員について、共済組合員としての資格を継続することができるよう検討すること。

十 共済組合の運営については、その自主性を尊重するとともに、運営審議会において組合員の意見が更に反映するよう努めること。

十一 地方公務員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項を実施するため、地方公共団体の条例の規定により設立された互助組織その他地方行政に極めて密接な関係のある団体等の職員についても地方団体関係団体職員共済組合制度を適用するよう検討すること。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十年十月九日

内閣総理大臣 三木 武夫

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中、「第一号」の下に「及び第二号」を加え、「第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から二十年以内」を削り、同項第一号中「十三万円」を「十四万円」に改め、同項第二号中「二万五千円」を「三万円」に改める。

第十一条第三項中「五千円」を「六千円」に、「千五百円」を「二千円」に、「三千五百円」を「四千円」に改める。

第十二条の六第一項第一号中「四千円」を「五千円」に改め、同条第二項第一号中「一万円」を「一万千円」に、「四千円」を「五千円」に、「二千円」を「三千円」に改める。

第十二条第二項第一号中「八千円」を「一万円」に、「千円」を「千五百円」に改め、同項第二号中「千三百円」を「千六百円」に、「二千三百円」を「二千八百円」に、「二千五百円」を「三千百円」に、「三千六百円」を「四千二百円」に改め、同項第三号中「八千円」を「一万円」に、「千円」を「千五百円」に改める。

第十九条の五第二項中「九千円」を「一万百円」に改める。

第二十二條第一項中「一万五千五百円」を「一万六千五百円」に改める。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	219,700	169,600				87,700	77,300	
2	229,500	176,600	150,500	127,300	106,600	92,100	80,500	64,200
3	239,300	183,800	156,500	132,700	111,400	96,600	83,900	66,000
4	249,100	191,400	162,500	138,200	116,200	101,100	87,700	67,800
5	258,900	199,000	168,600	143,700	121,100	105,600	91,500	69,700
6	268,700	206,600	174,700	149,200	126,100	110,100	95,100	72,100
7	278,500	214,200	180,900	155,000	131,100	114,500	98,700	74,600
8	288,300	221,800	187,200	160,800	136,100	118,900	102,200	77,300
9	298,100	229,400	193,500	166,800	141,100	122,800	105,800	79,400
10	307,900	236,800	199,800	172,800	146,200	126,600	108,400	81,400
11	315,200	244,000	206,100	178,800	151,300	130,500	111,200	83,400
12	320,700	251,200	212,400	184,800	156,400	134,400	114,000	85,400
13	326,200	258,200	218,700	190,700	161,400	138,300	116,800	87,400
14	331,300	263,700	224,900	196,600	166,400	141,700	119,100	89,400
15	335,600	269,200	230,900	202,300	170,900	145,000	121,400	91,300
16		273,100	235,900	208,000	175,100	148,200	123,700	93,200
17			240,800	212,500	179,300	151,400	126,000	94,600
18			244,200	217,000	182,300	154,100	128,100	
19			247,600	220,200	185,200	156,800	129,900	
20				223,400	188,100	158,800		
21					190,300			
22					192,500			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

行政職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	124,900	105,600	87,100	78,100	64,600	57,800
2	129,100	109,400	90,800	81,000	66,500	59,500
3	133,300	113,200	94,500	84,000	68,400	61,200
4	137,800	117,100	98,200	87,100	70,400	62,900
5	142,300	121,000	101,900	90,300	72,700	64,600
6	147,100	124,900	105,600	93,500	75,300	66,400
7	151,900	128,800	109,200	96,700	78,200	68,200
8	156,800	132,700	112,900	99,900	81,000	70,100
9	161,700	136,600	116,400	103,100	83,900	72,300
10	166,700	140,200	120,000	106,300	86,800	74,800
11	171,700	143,700	123,100	109,400	89,700	77,400
12	176,700	147,200	126,200	112,500	92,600	80,000
13	181,700	150,700	129,300	115,600	95,300	82,400
14	186,700	154,200	132,400	118,500	98,000	84,800
15	191,000	157,700	135,500	121,400	100,200	87,100
16	195,200	161,100	138,600	124,000	102,300	89,300
17	199,400	164,500	141,700	126,600	104,400	91,500
18	203,600	167,900	144,800	129,100	106,500	93,300
19	207,800	171,300	147,900	131,300	108,600	95,100
20	211,800	174,700	150,500	133,500	110,500	96,800
21	215,400	178,100	153,000	135,300	112,300	98,500
22	219,000	181,500	155,100	137,100	114,000	100,200
23	222,600	184,400	157,200	138,900	115,700	101,900
24	225,400	187,300	159,000	140,600	117,400	103,600
25		189,500	160,800		119,000	105,300
26						106,900
27						108,500
28						110,100
29						111,600

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表(第六条関係)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	229,800	191,400	—	—	—	—	100,700	86,800	—
2	237,500	199,000	178,400	166,200	143,400	121,500	105,300	90,600	70,800
3	245,200	206,600	184,900	172,300	148,800	126,600	109,900	94,400	73,200
4	252,900	214,200	191,400	178,400	154,200	131,700	114,500	98,200	75,700
5	260,800	221,800	197,900	184,600	160,200	136,800	119,100	101,900	78,700
6	268,700	229,400	204,400	190,900	166,200	142,000	123,700	105,000	81,700
7	278,500	236,800	210,700	197,200	172,300	147,300	128,000	108,100	84,700
8	288,300	243,500	217,000	203,500	178,400	152,600	131,800	110,900	87,300
9	298,100	250,200	223,300	209,800	184,600	157,900	135,600	113,600	89,100
10	307,900	256,700	229,600	216,100	190,800	163,200	139,400	116,300	90,900
11	315,200	263,200	236,000	222,400	197,000	168,600	143,200	119,000	92,600
12	320,700	269,700	242,400	228,700	203,200	173,900	146,800	121,700	94,300
13	326,200	276,200	248,800	235,000	209,400	179,200	150,400	124,300	96,000
14	331,300	282,700	255,200	241,300	215,600	183,600	153,700	126,900	97,700
15	335,600	289,200	261,600	247,500	221,800	187,200	156,400	128,800	99,100
16		295,700	267,600	253,100	227,900	190,800	159,100		
17		299,700	273,600	258,300	232,600	194,300	161,100		
18			277,300	261,700	237,300	197,000			
19				265,100	241,800	199,700			
20					245,000	201,900			
21					248,200				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	特1等級	1 等 級	2 等 級	特3等級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	229,800	191,400					88,500	79,200	
2	237,500	199,000	178,400	166,200	143,400	111,800	93,100	82,000	73,700
3	245,200	206,600	184,900	172,300	148,800	116,800	97,700	84,800	76,300
4	252,900	214,200	191,400	178,400	154,200	121,900	102,300	88,300	79,000
5	260,800	221,800	197,900	184,600	160,200	127,000	106,900	92,600	81,800
6	268,700	229,400	204,400	190,900	166,200	132,200	111,500	97,000	84,600
7	278,500	236,800	210,700	197,200	172,300	137,400	116,000	101,400	88,000
8	288,300	243,500	217,000	203,500	178,400	142,600	120,500	105,700	92,100
9	298,100	250,200	223,300	209,800	184,600	147,900	125,100	110,000	96,300
10	307,900	256,700	229,600	216,100	190,800	153,200	129,700	114,300	100,500
11	315,200	263,200	236,000	222,400	197,000	158,500	134,300	118,600	104,700
12	320,700	269,700	242,400	228,700	203,200	163,800	138,900	122,900	108,900
13	326,200	276,200	248,800	235,000	209,400	169,100	143,500	127,200	113,100
14	331,300	282,700	255,200	241,300	215,600	174,400	148,100	131,500	117,300
15	335,600	289,200	261,600	247,500	221,800	179,700	152,700	135,900	121,500
16		295,700	267,600	253,100	227,900	184,700	157,300	140,300	125,700
17		299,700	273,600	258,300	232,600	189,700	162,000	144,700	129,900
18			277,300	261,700	237,300	194,700	166,700	149,100	134,100
19				265,100	241,800	199,600	171,400	153,500	138,300
20					245,000	203,700	176,100	157,900	142,500
21					248,200	207,700	180,800	162,300	146,700
22						211,700	185,500	166,900	150,800
23						215,700	190,200	171,400	154,900
24						219,700	194,300	175,800	159,000
25						222,500	198,300	180,200	163,100
26						225,300	202,300	184,600	167,200
27						228,100	206,300	188,500	171,300
28							210,300	192,400	175,400
29							212,900	196,200	179,500
30							215,500	200,000	182,900
31							218,100	203,800	186,300
32								206,300	189,700
33								208,800	193,100
34									195,500

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1 等 級	2 等 級	特3等級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	229,800	191,400					100,700	86,800	
2	237,500	199,000	178,400	166,200	143,400	121,500	105,300	90,600	70,800
3	245,200	206,600	184,900	172,300	148,800	126,600	109,900	94,400	73,200
4	252,900	214,200	191,400	178,400	154,200	131,700	114,500	98,200	75,900
5	260,800	221,800	197,900	184,600	160,200	136,800	119,100	101,900	79,100
6	268,700	229,400	204,400	190,900	166,200	142,000	123,700	105,500	82,500
7	278,500	236,800	210,700	197,200	172,300	147,300	128,000	109,100	85,900
8	288,300	243,500	217,000	203,500	178,400	152,600	132,000	112,700	88,700
9	298,100	250,200	223,300	209,800	184,600	157,900	136,000	116,800	91,500
10	307,900	256,700	229,600	216,100	190,800	163,200	140,000	119,700	94,200
11	315,200	263,200	236,000	222,400	197,000	168,600	144,000	123,100	96,900
12	320,700	269,700	242,400	228,700	203,200	173,900	147,900	126,500	99,600
13	326,200	276,200	248,800	235,000	209,400	179,200	151,800	129,900	102,200
14	331,300	282,700	255,200	241,300	215,600	183,600	155,500	133,300	104,800
15	335,600	289,200	261,600	247,500	221,800	187,200	159,200	136,600	107,300
16		295,700	267,600	253,100	227,900	190,800	162,500	139,900	109,800
17		299,700	273,600	258,300	232,600	194,300	165,600	142,700	112,300
18			277,300	261,700	237,300	197,000	168,300	145,400	114,800
19				265,100	241,800	199,700	171,000	147,300	117,300
20					245,000	201,900	173,000		119,700
21					248,200	204,100	175,000		122,100
22									123,900

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	218,000	178,300	145,800	121,200	96,500	75,700
2	226,300	186,300	152,200	126,900	100,900	78,700
3	234,600	194,300	158,600	132,600	105,300	83,000
4	243,000	202,300	165,000	138,400	110,000	87,300
5	251,400	210,100	171,400	144,200	114,800	91,600
6	259,600	217,700	177,800	149,700	119,600	95,900
7	267,800	225,900	184,100	155,200	124,400	99,600
8	276,000	232,900	190,300	160,600	128,800	103,200
9	284,200	240,400	196,500	165,800	133,100	106,600
10	291,100	247,900	202,200	171,000	137,300	110,000
11	298,000	255,400	207,900	176,000	141,200	112,700
12	303,600	262,400	213,600	181,000	145,100	115,400
13	309,200	269,400	219,300	186,000	148,900	118,000
14	314,800	275,400	224,300	191,000	152,700	120,600
15	319,600	281,400	229,300	195,900	156,500	123,200
16	324,400	287,000	234,300	200,800	160,300	125,800
17	328,400	292,600	239,300	205,400	164,000	128,400
18		297,700	243,400	209,900	166,900	131,000
19		301,400	246,700	212,900		132,900
20			250,000	215,900		

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	143,800	116,300	95,900	79,600	65,600
2	143,400	120,900	99,600	82,600	67,400
3	153,000	125,500	103,300	85,800	69,300
4	157,600	130,100	107,300	89,000	71,400
5	162,200	134,700	111,700	92,400	74,000
6	167,100	139,300	116,200	95,800	76,700
7	172,000	143,800	120,700	99,200	79,400
8	177,200	147,800	125,300	102,600	82,400
9	182,500	151,700	129,900	106,000	85,400
10	187,800	155,600	134,400	109,900	88,600
11	193,100	159,300	138,900	113,800	91,900
12	198,400	163,100	142,500	117,700	95,200
13	203,700	166,900	146,100	121,600	98,500
14	209,000	170,700	149,600	125,300	101,900
15	213,500	174,500	153,100	128,900	105,300
16	217,900	178,200	156,600	132,500	108,700
17	222,300	181,900	159,800	136,000	112,000
18	226,700	185,500	163,000	139,500	115,300
19	231,100	189,100	165,900	142,900	118,600
20	235,500	192,700	168,800	145,700	121,800
21	239,300	196,300	171,300	148,500	124,200
22	243,100	199,000	173,800	151,000	126,600
23	246,900	201,700	176,100	153,400	128,400
24	249,900		178,100	155,700	
25			180,100	157,600	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表(第六関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	120,500	88,700	73,900
2	—	140,200	125,900	93,900	77,000
3	180,700	146,500	131,300	99,100	80,300
4	187,800	152,800	136,700	104,300	84,000
5	194,900	159,100	142,300	109,500	87,900
6	202,400	165,500	147,900	114,700	92,100
7	209,900	171,900	153,500	119,900	96,400
8	217,400	178,300	159,100	125,100	101,300
9	225,000	184,700	164,700	130,300	106,200
10	232,600	191,100	170,300	135,500	111,200
11	240,200	197,500	175,900	140,700	116,200
12	247,900	203,200	181,500	145,700	121,200
13	255,600	208,800	187,100	150,700	125,900
14	263,300	214,400	192,700	155,200	130,400
15	271,000	220,000	197,900	159,700	134,900
16	278,700	225,200	203,100	163,900	139,100
17	286,400	230,400	208,300	167,900	143,100
18	293,600	235,600	213,500	171,900	147,100
19	300,400	240,800	218,700	175,900	151,100
20	307,200	245,500	223,900	179,800	155,100
21	314,000	250,200	229,100	183,700	158,900
22	320,500	254,900	234,300	187,600	162,700
23	326,300	259,600	238,900	191,500	166,200
24	331,300	264,300	243,500	195,400	169,700
25	335,600	269,000	246,900	199,000	172,600
26		273,300	249,800	202,600	175,500
27		276,500		205,300	178,400
28				208,000	181,300
29					183,500
30					185,700

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	215,600	—	82,800	—
2	222,000	157,800	86,700	70,100
3	228,500	163,800	91,100	72,600
4	235,100	169,800	95,500	75,100
5	241,700	175,800	99,900	78,000
6	248,400	181,800	104,300	81,500
7	255,100	187,800	108,800	85,200
8	261,800	193,800	113,300	89,100
9	268,500	199,900	117,900	93,100
10	275,100	206,000	122,500	97,200
11	281,700	212,100	127,400	101,400
12	288,300	218,200	132,400	105,600
13	294,500	224,300	137,900	110,000
14	300,700	230,400	143,500	114,500
15	304,900	236,500	149,300	119,000
16		242,600	155,000	123,400
17		248,800	160,700	127,800
18		255,000	166,500	132,200
19		261,200	172,300	136,600
20		267,300	178,100	140,500
21		273,400	183,900	144,300
22		279,400	189,700	148,100
23		285,000	195,500	151,900
24		290,600	201,200	155,700
25		294,400	206,900	159,400
26			212,300	163,100
27			217,600	166,800
28			222,900	170,500
29			228,100	173,700
30			233,300	176,900
31			237,800	179,800
32			242,000	182,500
33			246,200	185,200
34			250,000	187,800
35			253,700	189,700
36			257,400	
37			260,100	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	213,100		75,100	
2	219,000	134,200	78,900	70,100
3	224,900	140,000	82,800	72,600
4	230,900	145,900	86,700	75,100
5	236,900	151,800	91,100	78,000
6	242,900	157,700	95,500	81,500
7	248,900	163,600	99,900	85,200
8	254,900	169,500	104,300	89,100
9	260,300	175,400	108,800	93,100
10	265,700	181,100	113,300	97,100
11	270,700	186,800	117,900	101,200
12	275,700	192,400	122,500	105,300
13	279,900	198,000	127,400	109,400
14	284,100	203,600	132,400	113,500
15	287,800	209,200	137,900	117,600
16		214,800	143,500	121,600
17		220,400	149,200	125,600
18		226,000	154,900	129,500
19		231,600	160,600	133,300
20		237,100	166,300	137,100
21		242,600	172,000	140,800
22		247,700	177,500	144,300
23		252,300	182,800	147,800
24		256,700	188,100	150,900
25		260,800	193,100	153,800
26		264,200	198,000	156,400
27		266,900	202,900	159,000
28		269,600	207,800	161,300
29		272,300	212,400	163,300
30			217,000	165,300
31			221,500	167,100
32			226,000	
33			230,200	
34			234,400	
35			238,200	
36			241,500	
37			244,800	
38			247,800	
39			250,100	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	給 俸 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	240,100	—	120,500	94,900	76,100
2	247,800	152,800	125,900	100,000	80,300
3	255,500	159,100	131,300	105,100	84,500
4	263,200	165,500	136,700	110,200	88,700
5	270,900	171,900	142,300	115,300	95,400
6	278,600	178,300	147,900	120,500	98,100
7	286,300	184,700	153,500	125,700	102,900
8	293,600	191,100	159,100	130,900	107,700
9	300,400	197,500	165,500	136,100	112,500
10	307,200	203,900	171,900	141,500	117,300
11	314,000	210,300	178,300	146,900	122,000
12	320,500	217,400	184,700	152,500	126,700
13	326,300	225,000	191,100	158,100	131,400
14	331,400	232,600	197,500	163,800	136,000
15	335,700	240,200	203,200	169,500	140,600
16	—	247,900	208,800	175,200	145,000
17	—	255,600	214,400	180,900	149,300
18	—	263,300	220,000	186,400	153,600
19	—	271,000	225,200	191,900	157,600
20	—	278,700	230,400	197,300	161,500
21	—	285,400	235,600	202,700	165,400
22	—	290,200	240,800	208,100	169,200
23	—	295,000	245,500	213,500	172,900
24	—	299,800	250,200	218,700	176,500
25	—	304,500	254,500	223,900	180,000
26	—	309,200	258,800	229,100	183,300
27	—	313,100	262,800	234,300	186,000
28	—	—	266,000	238,900	188,700
29	—	—	—	243,500	—
30	—	—	—	247,800	—
31	—	—	—	252,100	—
32	—	—	—	256,000	—
33	—	—	—	259,000	—

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表(第六条関係)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	79,300	69,900	—
2	—	—	82,900	72,500	64,300
3	—	—	87,000	75,200	66,100
4	175,600	125,200	91,800	78,000	67,900
5	182,800	131,300	96,600	81,200	69,900
6	190,400	137,400	101,400	84,900	72,400
7	198,000	143,600	106,200	89,000	75,000
8	205,600	149,800	111,200	93,300	77,700
9	213,800	156,000	116,300	98,000	80,000
10	222,000	162,200	121,400	102,700	82,200
11	230,200	168,200	126,500	107,400	84,400
12	238,600	174,200	131,600	112,100	86,600
13	247,000	180,200	136,700	116,800	88,700
14	255,400	185,600	141,700	121,500	90,800
15	263,800	191,000	146,700	125,900	92,900
16	272,100	196,000	151,700	129,800	95,000
17	280,400	200,600	156,700	133,600	96,500
18	288,700	204,900	161,300	137,400	—
19	297,000	209,200	165,900	141,200	—
20	305,300	213,500	170,500	144,900	—
21	312,300	217,800	175,100	148,600	—
22	317,500	222,100	179,600	152,300	—
23	322,700	226,400	184,100	155,300	—
24	327,300	230,700	188,100	158,200	—
25	331,900	234,600	192,000	160,500	—
26	335,600	238,500	194,900	162,800	—
27	—	241,500	197,800	—	—

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	223,000	170,000	—	101,800
2	230,600	177,500	148,000	107,800
3	238,200	185,000	155,200	113,800
4	245,800	192,600	162,600	119,800
5	253,400	200,200	170,000	126,800
6	260,900	207,800	177,400	133,800
7	268,400	215,400	184,800	140,900
8	275,600	223,000	192,300	148,000
9	282,800	230,600	199,800	155,100
10	290,000	238,200	207,300	162,200
11	297,200	245,800	214,800	169,300
12	304,400	252,700	221,200	175,000
13	311,400	259,600	227,600	180,700
14	318,400	266,500	233,600	186,400
15	324,200	273,400	239,600	192,100
16	330,000	280,200	245,600	197,800
17	335,800	286,700	251,600	203,500
18	340,900	293,200	257,600	209,200
19	345,200	299,700	263,600	214,700
20		305,300	268,600	218,500
21		310,900	273,600	222,300
22		314,800	278,300	225,100
23		318,700	281,600	
24			284,900	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	特 2 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	214,800	175,400	156,500	132,700	98,100	79,500	70,100	—
2	223,100	182,900	162,500	138,400	102,700	82,700	72,900	66,100
3	231,400	190,600	168,600	144,100	107,400	86,100	75,700	68,000
4	239,900	198,300	174,700	149,900	112,100	89,500	78,800	70,000
5	248,400	206,000	180,900	155,900	116,800	93,600	82,000	72,500
6	256,900	213,700	187,200	161,900	121,600	97,700	85,400	75,200
7	265,400	221,400	193,500	167,900	126,400	102,000	88,800	77,900
8	273,900	229,100	199,800	173,900	131,400	106,300	92,200	79,900
9	282,400	236,800	206,100	179,900	136,400	110,600	95,600	81,800
10	290,900	244,000	212,400	185,900	141,500	114,900	99,000	83,700
11	296,300	251,200	218,700	191,800	146,600	119,200	102,400	85,600
12	301,300	258,200	224,900	197,500	151,700	123,100	105,500	87,500
13	306,300	263,700	230,900	203,200	156,800	127,100	108,600	88,900
14	311,000	269,200	235,900	208,800	161,800	131,100	111,400	
15	315,700	274,700	240,800	213,600	166,800	135,000	114,200	
16	319,800	278,600	244,200	218,400	171,500	138,800	117,000	
17			247,600	222,700	176,000	142,300	119,300	
18				227,000	180,500	145,700	121,600	
19				230,200	183,700	148,900	123,900	
20					186,800	152,100	125,700	
21					189,900	154,700		
22					192,100	156,700		
23					194,300	158,700		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	153,300	119,600	102,200	77,700	68,300
2	158,900	124,200	106,300	81,100	70,600
3	164,500	128,800	110,500	84,500	72,900
4	170,100	133,500	114,800	87,900	75,200
5	176,100	138,300	119,100	91,400	77,700
6	182,100	143,200	123,400	94,900	81,000
7	188,200	148,100	127,700	98,500	84,400
8	194,300	153,000	132,000	102,100	87,800
9	200,400	157,900	136,300	105,700	91,300
10	206,600	162,800	140,600	109,300	94,800
11	212,800	167,700	144,900	113,000	98,200
12	219,000	172,600	149,200	116,700	101,600
13	225,200	177,500	153,600	120,300	105,000
14	231,300	182,400	158,000	123,900	108,400
15	237,400	187,300	162,400	127,500	111,700
16	242,700	192,200	166,800	131,100	115,000
17	248,000	197,100	171,200	134,700	118,300
18	252,800	202,000	175,600	138,300	121,600
19	257,600	206,900	180,000	141,900	124,900
20	260,900	211,700	184,200	145,400	128,200
21	264,200	216,200	188,400	148,900	131,500
22	267,500	219,800	192,600	152,400	134,800
23		223,400	196,100	155,900	137,600
24		227,000	199,500	159,400	140,400
25		229,800	202,900	162,900	143,200
26		232,600	205,500	166,400	145,900
27		235,000	208,100	169,900	148,400
28			210,400	173,400	150,900
29				176,400	152,900
30				178,600	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表(第六条関係)

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	305,000
2	332,000
3	369,000
4	406,000
5	438,000
6	470,000
7	510,000
8	550,000
9	585,000
10	625,000
11	660,000
12	680,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

- 1 (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。
- 2 昭和五十年四月一日(以下「切替日」という。)
の切替日前にその者が属していた職務の等級が医療職俸給表(二)の二等級であつた職員の切替日における職務の等級は、人事院の定めるところにより、同表の特二等級又は二等級とする。
- 3 (特定の号俸の切替え等)
前項の規定により切替日における職務の等級が医療職俸給表(二)の特二等級となる職員(附則第五項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸(以下この項及び次項において「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表の新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の等級が医療職俸給表(二)の二等級となる職員(附則第五項に規定する職員を除く。)の新号俸は、旧号俸と同
- 4 前項の規定により新号俸を決定される職員に對する切替日以降における最初の改正後の法第八條第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間)を新号俸を受ける期間に通算する。
- 5 (最高号俸等の切替え等)
切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
- 6 (切替期間における異動者の号俸等)
切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
- 7 (切替日前の異動者の号俸等の調整)
切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 8 (旧号俸等の基礎)
附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号

俸又は俸給月額、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

9 (住居手当に関する経過措置)

切替期間において、改正前の法第十一条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員は、それぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和五十一年三月三十一日(同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

10 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法(住居手当については、改正後の法第十一条の六又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表 医療職俸給表(二)の特2等級となる職員の号俸の切替表

旧 号 俸	新 号 俸
1から5まで	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10
15	11
16	12
17	13
18	14

理 由

人事院の国会及び内閣に対する昭和五十年八月十三日付け勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改定し、並びに初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び義務教育等教員特別手当の額の改定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的
本案は、昭和五十年八月十三日付けの給与改定に関する人事院勧告を勧告どおり、四月一日から実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

- 1 全俸給表の全俸給月額を改め、五千八百円ないし三万円引き上げた額とする。
- 2 医療職俸給表(二)に特2等級を新設する。
- 3 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を十三万円から十四万円に引き上げるとともに、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を

受ける職員のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対し、支給月額の限度額を二万五千円から三万円に引き上げ、同時に支給期間の限度を二十年から三十五年に延長する。

4 扶養手当の支給月額を、配偶者については五千円から六千円に、配偶者以外の扶養親族のうち、二人までについてはそれぞれ五千円から二千元(配偶者を欠く場合にあっては扶養親族のうち一人については三千五百円から四千円)に引き上げる。

5 住居手当について、月額五千元(現行四千元)を超える家賃を支払っている職員(公務員宿舍の入居者等を除く)に同手当を支給することに改め、その支給月額を、月額一萬千円(現行二千元)以下の家賃を支払っている職員については家賃の月額から五千元(現行四千元)を控除した額とし、月額一萬千円を超える家賃を支払っている職員についてはその超える額の二分の一を三千元(現行二千元)を限度として六千円に計算した額に引き上げる。

6 通勤手当について、運賃相当額の全額支給の限度額を月額八千円から一萬円に、全額支給の限度額を超える部分の二分の一加算の限度額を千円から千五百円に引き上げるとともに、自転車等使用者に対する支給月額を、自転車等の使用距離が片道十キロメートル未満の職員にあつては千三百円から千六百円に、その他は二千三百円から二千八百円(調整手

当非支給官署に勤務する職員で通勤が不便である者については、片道十キロメートル以上十五キロメートル未満の場合は二千五百円から三千円、片道十五キロメートル以上の場合は三千六百円から四千二百円)に引き上げる。

なお、交通機関と自転車等の併用者に対する支給月額も引き上げる。

7 義務教育等教員特別手当について、支給月額の限度額を九千円から一萬円に引き上げる。その他、非常勤の委員、参与等に対する手当について、支給限度額を月額一萬五千五百円から一萬六千五百円に引き上げる。以上のほか、附則において、俸給表及び扶養手当の改定に伴う所要の切替措置及び経過措置等について規定している。

二 議案の可決理由

昭和五十年八月十三日付けの一般職の職員の給与改定に関する人事院勧告の趣旨にかんがみ、本案は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費は、約千七百九十六億円である。
右報告する。

昭和五十年十月三十日

内閣委員長 藤尾 正行
衆議院議長 前尾繁三郎殿

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十年十月九日

内閣総理大臣 三木 武夫

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

特別職の職員
及び同報告書

三〇〇

特別職の職員に關する法律及び沖繩國際海洋博覽會政府代表の設置に關する臨時措置法の
の一部を改正する法律

（特別職の職員に關する法律の一部改正）
第一条 特別職の職員に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改
正する。

第三条第二項中「六十五万円」を「六十八万円」に改める。
第四条第二項中「一万五千五百円」を「一万六千五百円」に、「二万七千二百円」を「二万八千五百円」
に改める。

第九条中「一万五千五百円」を「一万六千五百円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第三条関係）

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	一、二五〇、〇〇〇円
国務大臣	
會計検査院長	九〇〇、〇〇〇円
人事院総裁	
内閣法制局長官	
公正取引委員会委員長	七八〇、〇〇〇円
宮内庁長官	
検査官（會計検査院長を除く。）	
人事官（人事院総裁を除く。）	
政務次官	六八〇、〇〇〇円
公害等調整委員会委員長	
内閣官房副長官	
総理府総務副長官	
侍 従 長	六七〇、〇〇〇円
国家公安委員会委員	
公正取引委員会委員	
地方財政審議会会長	
中央更生保護審査会委員長	六六〇、〇〇〇円
航空事故調査委員会委員長	
式部官長	
公害等調整委員会の常勤の委員	
社会保険審査会の委員長及び委員	
労働保険審査会委員	

別表第二（第三条関係）

公務健康被害補償不服審査会の常勤の委 員	五八五、〇〇〇円
行政監理委員会委員	
地方財政審議会委員	
原子力委員会の常勤の委員	
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を 代表する委員	
中央更生保護審査会の常勤の委員	
科学技術会議の常勤の議員	
宇宙開発委員会の常勤の委員	
土地鑑定委員会の常勤の委員	
航空事故調査委員会の常勤の委員	
運輸審議会委員	
東宮大夫	

別表第三（第三条関係）

官 職 名	俸 給 月 額
大 使	五号俸 七八〇、〇〇〇円 四号俸 六七〇、〇〇〇円 三号俸 六六〇、〇〇〇円 二号俸 五八五、〇〇〇円 一号俸 五二五、〇〇〇円
公 使	四号俸 六七〇、〇〇〇円 三号俸 六六〇、〇〇〇円 二号俸 五八五、〇〇〇円 一号俸 五二五、〇〇〇円
秘 書 官	八号俸 二六九、五〇〇円 七号俸 二四六、〇〇〇円 六号俸 二二二、五〇〇円 五号俸 一九九、五〇〇円 四号俸 一七八、五〇〇円 三号俸 一五九、〇〇〇円 二号俸 一四三、〇〇〇円 一号俸 一三一、〇〇〇円

(沖繩國際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第二条 沖繩國際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和四十八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「六十四万円」を「六十七万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起し、改正後の特別職の職員に給する法律及び沖繩國際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

2 特別職の職員が、改正前の特別職の職員の給与に関する法律又は沖繩國際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて、昭和五十年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩國際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員に給する臨時措置法の規定等を行う。昭和五十年四月一日から実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 内閣総理大臣等の俸給月額については、内閣総理大臣(現行百二十五万円)及び内閣府大臣等(現行九十万円)は据え置き、内閣法制局長官等は七十八万円とし、政務次官以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ六十八万円ないし五十八万五千円とする。

(いずれも三万円増額)

2 大使及び公使の俸給月額については、国務大臣と同額の俸給を受ける大使の俸給月額は据え置き、大使五号俸は七十八万円とし、大使及び公使の四号俸以下は一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、六十七万円ないし

五十二万五千円とする。(いずれも三万円増額)

3 秘書官の俸給月額は、一般職の職員の給与改定に準じ二十六万九千五百円(八号俸)ないし十三万四千円(二号俸)とする。(二万四千五百円ないし一万二千五百円増額)

4 常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を、日額二万八千五百円とする。(千三百円増額)

5 非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を、日額一万六千五百円とする。(千円増額)

6 沖繩國際海洋博覧会政府代表の俸給月額を、大使四号俸に準じ六十七万円とする。(三万円増額)

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約一億円である。右報告する。

昭和五十年十月三十日

内閣委員長 藤尾 正行

衆議院議長 前尾繁三郎殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十年十月九日

内閣総理大臣 三木 武夫

第一条 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「一万六千五百円」を「一万三千八百三十円」に改める。

第二十五条第二項中「三万九千四百円」を「四万三千八百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条一第六条関係)

号	俸	指 定 職 俸 給 月 額	号	俸	職 務 の 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
						俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1		305,000	1		円	241,300	186,300	—	117,100
2		332,000	2		円	252,000	194,000	165,300	122,300
3		369,000	3		円	262,800	201,900	171,900	127,600
4		406,000	4		円	273,600	210,200	178,500	133,000
5		438,000	5		円	284,400	218,500	185,200	139,800
6		470,000	6		円	295,200	226,900	191,900	154,800
7		510,000	7		円	306,000	235,300	198,700	151,800
8		550,000	8		円	316,800	243,700	205,600	157,800
9		585,000	9		円	327,500	252,000	212,500	163,900
10		625,000	10		円	338,200	260,100	219,500	170,200
11		660,000	11		円	346,200	268,000	226,400	176,600
			12		円	352,300	275,900	233,300	183,200
			13		円	358,300	283,600	240,200	189,800
			14		円	363,900	289,600	247,000	196,400
			15		円	368,600	295,600	253,600	203,000
			16		円		299,900	259,100	209,500
			17		円			264,500	215,900
			18		円			268,200	222,200
			19		円				228,500
			20		円				233,500
			21		円				238,400
			22		円				241,900

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び同報告書

3等陸曹 3等海曹	陸尉 海尉	准准 陸海空	1等陸曹 1等海曹	2等陸曹 2等海曹	3等陸曹 3等海曹	陸士長 海士長	1等陸士 1等海士	2等陸士 2等海士	3等陸士 3等海士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 112,900	円 107,900	円 94,000	円 88,800	円 79,600	円 73,300	円 70,000	円 64,000	円 61,300	
115,500	113,000	99,100	88,900	83,500	76,400	73,000			
118,000	118,000	104,100	94,000	88,200	79,500	76,000			
123,100	123,100	109,200	99,100	93,000	83,000	79,000			
128,100	128,100	114,200	104,100	97,900	86,900				
133,000	133,000	119,100	109,200	102,600	90,700				
138,100	138,100	124,200	114,200	107,300	94,600				
143,200	143,200	129,300	119,100	112,100	98,300				
148,200	148,100	134,200	124,200	116,700	102,000				
153,300	153,100	139,200	129,300	121,300					
158,300	158,000	144,100	134,200	125,800					
163,400	163,000	149,100	139,100	130,200					
168,500	168,000	154,100	143,900	134,600					
173,500	172,900	159,000	148,600	139,000					
178,700	178,000	164,000	153,200	142,800					
183,800	183,000	168,900	157,800	146,500					
188,900	188,100	173,900	162,400	150,300					
194,000	193,200	178,900	166,600	154,000					
199,000	198,200	183,800	170,600	157,700					
204,100	203,300	188,800	174,600						
209,100	208,300	193,800	178,500						
213,600	212,800	198,300	182,400						
218,000	217,200	202,700							
222,400	221,600	207,100							

占める者で政令で定めるものとする。

別表第二中

1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 94,000	円 83,800	円 79,600	円 73,300	円 70,000	円 64,000	円 61,300
99,100	88,900	83,500	76,400	73,000		
104,100	94,000	88,200	79,500	76,000		
109,200	99,100	93,000	83,000	79,000		
114,200	104,100	97,900	86,900			
119,100	109,200	102,600	90,700			
124,200	114,200	107,300	94,600			
129,300	119,100	112,100	98,300			
134,200	124,200	116,700	102,000			
139,200	129,300	121,300				
144,100	134,200	125,800				
149,100	139,100	130,200				
154,100	143,900	134,600				
159,000	148,600	139,000				
164,000	153,200	142,800				
168,900	157,800	146,500				
173,900	162,400	150,300				
178,900	166,600	154,000				
183,800	170,600	157,700				
188,800	174,600					
193,800	178,500					
198,300	182,400					
202,700						
207,100						

第二条 防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。
 第十八条第二項中「一万三千八百三十円」を「四千四百三十円」に改める。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

階 級	陸海空	将 将	陸海空	補 補	1 等 陸 佐	2 等 陸 佐	3 等 陸 佐	1 等 陸 尉	2 等 陸 尉
号	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	(一)	(二)							
1	305,000	259,800	225,400	192,900	166,500		135,000	118,400	
2	332,000	270,200	234,000	199,800	172,600	159,900	140,700	123,600	
3	369,000	281,200	242,600	207,900	179,300	165,900	146,400	128,900	
4	406,000	292,300	251,200	216,500	186,000	172,000	152,100	134,300	
5	438,000	303,400	259,800	225,100	192,800	178,600	157,900	139,600	
6	470,000	314,500	268,400	233,700	199,700	185,300	163,800	145,000	
7	510,000	325,600	277,000	242,300	206,600	192,000	169,700	150,500	
8	550,000	336,600	285,700	250,800	213,600	198,700	175,600	155,900	
9	585,000	347,600	294,100	259,300	220,600	205,300	181,500	161,400	
10	625,000	355,800	300,700	267,300	227,700	211,900	187,400	166,800	
11	660,000	362,000	307,200	275,200	234,800	218,500	193,400	171,900	
12		368,200	311,700	283,000	241,900	225,100	199,700	177,000	
13			316,100	290,700	248,900	231,600	205,900	182,200	
14			320,500	296,700	255,900	238,100	211,700	187,400	
15				302,700	262,900	244,500	217,400	192,600	
16				307,100	269,800	250,700	223,100	197,700	
17				311,500	276,700	255,600	227,800	202,800	
18					282,900	260,500	232,500	207,900	
19					288,800	265,200	237,200	212,900	
20					293,200	269,600	241,800	217,400	
21					297,600		246,200	221,800	
22					302,000			226,200	
23									
24									

備考 この表の陸将、海将及び空将の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を

1 等 陸 曹 1 等 海 曹 1 等 空 曹	2 等 陸 曹 2 等 海 曹 2 等 空 曹	3 等 陸 曹 3 等 海 曹 3 等 空 曹	陸 士 長 海 士 長 空 士 長	1 等 陸 士 1 等 海 士 1 等 空 士	2 等 陸 士 2 等 海 士 2 等 空 士	3 等 陸 士 3 等 海 士 3 等 空 士
俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
円	円	円	円	円	円	円
103,700	93,500	89,300	83,000	79,700	73,700	71,000
108,800	98,600	93,200	86,100	82,700		
113,800	103,700	97,900	89,200	85,700		
118,900	108,800	102,700	92,700	88,700		
123,900	113,800	107,600	96,600			
128,800	118,900	112,300	100,400			
133,900	123,900	117,000	104,300			
139,000	128,800	121,800	108,000			
143,900	133,900	126,400	111,700			
148,900	139,000	131,000				
153,800	143,900	135,500				
158,800	148,800	139,900				
163,800	153,600	144,300				
168,700	158,300	148,700				
173,700	162,900	152,500				
178,600	167,500	156,200				
183,600	172,100	160,000				
188,600	176,300	163,700				
193,500	180,300	167,400				
198,500	184,300					
203,500	188,200					
208,000	192,100					
212,400						
216,800						

に改める。

俸給月額等を改定するとともに、営舎等に居住する一等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官

の給与を改善する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等の改定を行うとともに、営舎等に居住する一等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官の給与改善を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

- 1 参事官等及び自衛官の俸給月額を、一般職の職員の例に準じて改定する。
- 2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当の月額を、三万九千四百円から四万三千八百円に増額する。
- 3 営外居住者に対する営外手当の月額を、一万六千五百円から一万三千八百三十円に増額する。

(以上、昭和五十年四月一日から実施)

- 4 営舎等に居住することを義務づけられている自衛官の特殊な法的拘束性にかんがみ、曹以下の自衛官の俸給月額を一律九千七百円増額するとともに、営外手当の月額一万三千八百三十円を四千三百三十円に減額する。

(昭和五十一年二月一日から実施)

なお、事務官等の俸給のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、医師等に対する初任給調整手当については、一般職の職員の給与に関する

法律の規定を準用しているので、同法の改正によつて同様の改正が行われることとなる。

二 議案の可決理由

本案は、防衛庁職員の給与が一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情並びに営舎等に居住する自衛官の特殊な法的拘束性等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約八百三十九億円である。

右報告する。

昭和五十年十月三十日

内閣委員長 藤尾 正行

衆議院議長 前尾繁三郎殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十年十月九日

内閣総理大臣 三木 武夫

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「六十四万円」を「六十七万円」に、「五十二万円」を「五十五万円」に改める。

別表を次のように改める。

区 分		報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官		一、二五〇、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事		九〇〇、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官		七八〇、〇〇〇円

判 事 補																	判 事																	その他の高等裁判所長官
一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号			
七三〇、〇〇〇円	六六〇、〇〇〇円	五八五、〇〇〇円	五五〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円	四〇六、〇〇〇円	三六九、〇〇〇円	三三三、〇〇〇円	三〇五、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円	二二四、五〇〇円	二〇七、五〇〇円	一九一、五〇〇円	一七六、五〇〇円	一六六、二〇〇円	一五四、六〇〇円	一四七、七〇〇円	一三三、三〇〇円	一二七、三〇〇円	一一九、〇〇〇円	一一四、二〇〇円	四七〇、〇〇〇円	四〇六、〇〇〇円	三六九、〇〇〇円	三三三、〇〇〇円	二六三、四〇〇円									

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

裁判官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

三〇六

簡易裁判所判事

六号	二五〇、〇〇〇円
七号	二二四、五〇〇円
八号	二〇七、五〇〇円
九号	一九一、五〇〇円
十号	一七六、五〇〇円
十一号	一六六、二〇〇円
十二号	一五四、六〇〇円
十三号	一四七、七〇〇円
十四号	一三三、三〇〇円
十五号	一二七、三〇〇円
十六号	一一九、〇〇〇円
十七号	一一四、二〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

2 裁判官が昭和五十年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴

い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 高等裁判所長官の報酬については、これに対応する特別職の職員の俸給に、その他の裁判官の報酬については、これに対応する一般職の職員の俸給に、おおむね準じてそれぞれこれを増額する。

2 右の改正は、昭和五十年四月一日にさかのぼって適用する。

議案の可決理由

二 本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官の報酬を改善する措置を講じようとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費は、十一億六千二百万円である。

右報告する。

昭和五十年十月三十一日

法務委員長 小宮山重四郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十年十月九日

内閣総理大臣 三木 武夫

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「三十四万五千元」を「三十六万九千元」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分		俸 給 月 額	
検 事 長	一 号	九〇〇、〇〇〇円	
次 長	二 号	六八〇、〇〇〇円	
検 事 長	三 号	七三〇、〇〇〇円	
東京高等検察庁検事長	四 号	六八〇、〇〇〇円	
その他の検事長	五 号	六六〇、〇〇〇円	
	六 号	五八五、〇〇〇円	
	七 号	五五〇、〇〇〇円	
	八 号	四七〇、〇〇〇円	
	九 号	四〇六、〇〇〇円	
	十 号	三六九、〇〇〇円	
	十一号	三三三、〇〇〇円	
	十二号	三〇五、〇〇〇円	
	十三号	二五〇、〇〇〇円	
	十四号	二二四、五〇〇円	
	十五号	二〇七、五〇〇円	
	十六号	一九一、五〇〇円	
	十七号	一七六、五〇〇円	

内閣総理大臣 三木 武夫

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
別表第一の二中表の部分を次のように改める。

区	分	日 当 (一日につき)				宿 泊 料 (一夜につき)				食卓料 (一夜につき)
		指定都市	甲 地 方	乙 地 方	指定都市	甲 地 方	乙 地 方	指定都市	甲 地 方	
内閣総理大臣等	指定職の職務又は二等級以上の職務にある者	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	三等級又は四等級の職務にある者	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
	五等級以下の職務にある者	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
	指定職の職務又は二等級以上の職務にある者	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	三等級又は四等級の職務にある者	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
	五等級以下の職務にある者	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円

別表第二「別表第二 外国旅行の旅費」を「別表第二 外国旅行の旅費(第三十五条 第三十七条 第三十九条 第四十条 第四十一条関係)」に改める。

区	分	日 当 (一日につき)				宿 泊 料 (一夜につき)				食卓料 (一夜につき)
		指定都市	甲 地 方	乙 地 方	指定都市	甲 地 方	乙 地 方	指定都市	甲 地 方	
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	8,500円	7,500円	6,800円	26,000円	23,800円	20,500円	8,400円	8,400円	8,400円
	国務大臣等及び特命全權大使	6,800円	5,900円	5,300円	20,800円	18,200円	16,400円	7,200円	7,200円	7,200円
	その他の者	6,100円	5,300円	4,800円	18,700円	16,300円	14,700円	6,700円	6,700円	6,700円
	指定職の職務にある者	5,400円	4,700円	4,300円	16,700円	14,500円	13,100円	6,400円	6,400円	6,400円
	二等級以上の職務にある者	4,700円	4,200円	3,800円	14,600円	12,700円	11,400円	5,600円	5,600円	5,600円
三等級以下の職務にある者	三等級以下の職務にある者	4,000円	3,500円	3,200円	12,500円	10,900円	9,800円	4,800円	4,800円	4,800円
	六等級以下の職務にある者	3,400円	3,000円	2,700円	10,400円	9,100円	8,200円	4,000円	4,000円	4,000円

別表第二の一の備考中二を次のように改める。

二 指定都市とは、大蔵省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び大洋州地域として大蔵省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域をいい、乙地方とは、指定都市及び甲地方の地域以外の地域(本邦を除く)をいう。

別表第二の二中表の部分を次のように改める。

区	分	日 当 (一日につき)				宿 泊 料 (一夜につき)				食卓料 (一夜につき)
		指定都市	甲 地 方	乙 地 方	指定都市	甲 地 方	乙 地 方	指定都市	甲 地 方	
内閣総理大臣等	指定職の職務又は二等級以上の職務にある者	14,000円	12,000円	11,000円	14,000円	12,000円	11,000円	14,000円	12,000円	14,000円
	三等級又は四等級の職務にある者	11,000円	9,000円	8,000円	11,000円	9,000円	8,000円	11,000円	9,000円	11,000円
	五等級以下の職務にある者	8,000円	6,000円	5,000円	8,000円	6,000円	5,000円	8,000円	6,000円	8,000円
	指定職の職務又は二等級以上の職務にある者	14,000円	12,000円	11,000円	14,000円	12,000円	11,000円	14,000円	12,000円	14,000円
	三等級又は四等級の職務にある者	11,000円	9,000円	8,000円	11,000円	9,000円	8,000円	11,000円	9,000円	11,000円
	五等級以下の職務にある者	8,000円	6,000円	5,000円	8,000円	6,000円	5,000円	8,000円	6,000円	8,000円

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了した旅行については、なお施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 新法第十九条第一項の規定並びに別表第一の一及び別表第二の一の規定（着後手当に係る部分を除く。）は、施行日以後に完了する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

理由

職員の旅費の実情等にかんがみ、内国旅行及び外国旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を引き上げるほか、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、内国旅行及び外国旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を改定するほか、所要の規定の整備を行うこととしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 内国旅行の旅費の改定

- (1) 日当、宿泊料及び食卓料等の定額の引上げ
日当、宿泊料及び食卓料の定額を、平均四〇〇程度引き上げることとするほか、職務の等級による支給区分を一部改めること。また、車賃の定額についても若干の引上げを行うこと。
- (2) 移転料の定額の引上げ
移転料の定額を、平均五〇〇程度引き上げることとする。

- 2 外国旅行の旅費の改定
(1) 日当、宿泊料及び食卓料の定額の引上げ
日当、宿泊料及び食卓料の定額を、平均三七〇程度引き上げることとするほか、職務の等級による支給区分を一部改めること。

(2) 移転料の定額の引上げ

移転料の定額を、平均五五〇程度引き上げるとともに、等級別の支給区分を現行の八区分から四区分に整理、統合すること。

3 その他の改正

- (1) 外国旅行における日当及び宿泊料の支給に係る地域区分を地域の実情に即して改めること。
- (2) 同一地域に長期滞在する場合の日当及び宿泊料の減額率を緩和すること。

この法律は、公布の日から施行すること。

なお、内国旅行における車賃、日当、宿泊料及び食卓料並びに外国旅行における日当、宿泊料及び食卓料の改定は、この法律の施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分についても適用すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における宿泊料金及び職員の赴任の実態等にかんがみ、時宜に適合するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本改正による予算増は、昭和五十年年度において一般会計で約四十七億二千八百万円、特別会計で約二十五億四千七百万円と見込まれている。右報告する。

昭和五十年十月三十一日

大蔵委員長 上村千一郎
衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十年十月十一日

内閣総理大臣 三木 武夫

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

（昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第二項中「及び第四項」の下に「並びに次条第三項及び第七項」を加え、同条第四項第三号ハ中「以外の年金」を「に掲げる年金以外の年金」に改め、同条第五項中「前項」を「同項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十年以後における特別措置法による退職年金等の額の改定）

第一条の八 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の九の仮定俸給（同条第四項若しくは第五項の規定又は同条第六項において準用する第五項の規定又は同条第六項により前条第四項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定した年金額）とした年金に改定する。

（昭和五十年以後における特別措置法による退職年金等の額の改定）

（昭和五十年以後における特別措置法による退職年金等の額の改定）

（昭和五十年以後における特別措置法による退職年金等の額の改定）

（昭和五十年以後における特別措置法による退職年金等の額の改定）

の算定の基礎となつて別表第一の九の仮定俸給に対応する別表第一の十一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達している年金に限る。次項及び第五項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、第一項又は前項の規定にかかわらず、これらの規定に基づいて算定した額に、その年金額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短期間年限の年数を控除した年数一年につきこれらの規定により俸給とみなされた額の三分の一（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一）に相当する額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一）とあるのは、「旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一（その控除した年数のうち十年に達するまでの年数については、三分分の二（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一）とする。」と改定する。

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定に準じてその額を改定する。

6 第三項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときは、その達したときから最短期間年限の年数を控除した年数一年につきこれらの規定により俸給とみなされた額の三分の一（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一）に相当する額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び
同報告書

三一〇

した日の属する月の翌月分以後、第四項の規定に準じてその額を改定する。

7 次の各号に掲げる年金については、前各項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十年八月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第三項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金のうち次のイからハまでに掲げる年金
次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 三十一万五千円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 二十一万円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 三十一万五千円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十一万円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達しているもの 二十一万円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもに(イに掲げる年金を除く)並びに六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く)が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達しているもの 十五万七千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十五万五千円

8 第一項若しくは第二項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者(六十五歳未満の者に限る)が六十五歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二条第五項中「及び第二条の七第五項」を「第二条の七第五項及び第二条の八第七項」に改める。

第二条の二第三項中「及び第二条の七第四項」を「第二条の七第四項及び第二条の八第六項」に改める。

第二条の七第六項中「第一項から第三項まで」を「第一項又は第二項」に改め、同条の次に次の

一条を加える。

(昭和五十年以後における特別措置法による公務員年金等の額の改定)

第二条の八 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給(同条第三項の規定又は同条第六項において準用する第一条第六項の規定により前条第三項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定した年金額)とした年金に改定する。同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。次項において同じ)に対応する別表第一の十の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十」と読み替へるものとする。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年一月分以後、その額を、昭和五十年七月三十一日におけるその年金の額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給に対応する別表第一の十一の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十一」と読み替へるものとする。

3 第一条の八第三項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達している年金に限る。以下この項及び第八項において同じ)を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第四項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳

以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替へるものとする。

4 次の各号に掲げる年金については、第一項又は前項(第一項の規定に係る部分に限る)の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十年八月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十二万円を加えた額)

二 殉職年金 四十七万四千円

三 障害遺族年金 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

5 第二項又は第三項(第二項の規定に係る部分に限る)の規定の適用を受けて改定された年金(前項の規定の適用を受けた年金を含む)の額が、同項第一号中「別表第四の十」とあるのは「別表第四の十一」と、同項第二号中「四十七万四千円」とあるのは「五十六万六千円」と読み替へた場合における同項各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十年一月分以後、その額をその読み替へられた当該各号に掲げる額に改定する。

6 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第四項第一号又は前項において読み替へられた同号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については六万円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち二人までについては、一人につき一万八千円(配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り四万二千円))を加えた額を第四項第一号又は前項において読み替へられた同号に掲げる額と

して、第四項又は前項の規定を適用する。

7 殉職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第四項第二号又は第五項において読み替えられた同号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を第四項第二号又は第五項において読み替えられた同号に掲げる額として、第四項又は第五項の規定を適用する。

一 扶養遺族が一人である場合 一万八千円
二 扶養遺族が二人以上である場合 二万七千円

8 第一条の八第五項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項」とあるのは、「第三項中旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

9 第一条の八第六項の規定は、第三項（同条第三項の規定に係る部分に限る。）又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときについて準用する。この場合において、同条第六項中「第四項」とあるのは、「第四項中旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

10 第一条第六項の規定は、第一項から第三項まで及び前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第三条の七の次に次の一条を加える。

（昭和五十年年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の八 第一条の八の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二條の八の規定は、前条の

規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

第四条第一項中「第七條」を「第八條」に改め、同条第五項中「及び第七條第二項」を「第七條第二項及び第八條第二項」に改める。

第四条の七の次に次の一条を加える。

（昭和五十年年度における昭和三十五年三月以前の旧法による年金の額の改定）

第四条の八 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、同項の規定により第四條第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に「一・二九三」を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該俸給年額については、三百七十二万円）をそれぞれ当該各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、同項中「一・二九三」とあるのを「一・三八一」と読み替えて、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 第一条の八第七項及び第八項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 前三項の規定は、前条第三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第五条の五第一項中「及び第五条の七第一項」を「第五条の七第一項並びに第五条の八第一項及び第二項」に改め、同条第三項中「及び第五条の七第三項」を「第五条の七第三項及び第五

条の七第三項」を「第五条の七第三項及び第五

条の八第四項」に改める。

第五条の七の次に次の一条を加える。

（昭和五十年年度における昭和四十五年三月以前の旧法による年金等の額の改定）

第五条の八 昭和四十五年三月三十一日以前の年金で昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前条第一項の規定により第五條第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額（仮定新法の俸給年額とみなされた額にあつては、その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十二條第二項又は施行法第二條第一項第十九號の規定がその者の退職の日施行されていたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき俸給年額を求め、その俸給年額を基礎として昭和四十六年法律第一號の規定及び第五條から第五條の六までの規定を適用するものとした場合の同条第一項の規定により第五條第一項第一号に掲げる仮定新法の俸給年額とみなされた額を算定し、その額に別表第六の上欄に掲げる新法の退職をした時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額より少ないときは、その乗じて得た額）に「一・二九三」を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該俸給年額については、三百七十二万円）をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 昭和四十五年三月三十一日以前の年金で、昭和五十年十二月三十一日において現に支給されているものについては、昭和五十一年一月分以後、その額を、前項中「一・二九三」とあるのを「別表第七の上欄に掲げる新法の退職をした時期の区分に応じ同表の下欄に掲

る率」と読み替えて、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 第一条の八第七項及び第八項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第一項及び前項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の年金で昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前条第一項の規定により第五條第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に「一・二九三」を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該俸給年額については、三百七十二万円）をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 第六条の三 昭和四十七年三月三十一日以前の年金で昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前条第一項の規定により第六條第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に「一・二九三」を乗

じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該俸給年額については、三百七十二万円）をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

る率」と読み替えて、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 第一条の八第七項及び第八項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第一項及び前項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の年金で昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前条第一項の規定により第五條第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に「一・二九三」を乗

じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該俸給年額については、三百七十二万円）をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 昭和四十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた復職前の沖繩の年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、同年十二月三十一日において現に支給されているものについては、昭和五十一年一月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第六条第一項中「次条第一項」の下に「及び第六條の三第一項」を加え、「こゝを」を「超える」に改め、同条第二項中「次条第三項」の下に「及び第六條の三第三項」を加え、同条第四項中「次条第五項」の下に「及び第六條の三第五項」を加える。

第六条の二の次に次の一条を加える。

（昭和五十年年度における昭和四十五年四月以後の新法による年金の額の改定）

第六条の三 昭和四十七年三月三十一日以前の年金で昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前条第一項の規定により第六條第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に「一・二九三」を乗

じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該俸給年額については、三百七十二万円）をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

三二二

じて得た額(その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該俸給年額については、三百七十二万円)をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二十一条第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四十八年改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第七項及び第八項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十七年三月三十一日以前の備前等の年金で昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 昭和四十七年三月三十一日以前の復職前の沖繩の年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

6 第十一条中「第九条」を「第十一条」に改め、同条を第十四条とする。

7 第十条第一号中「第三条の七」を「第三条の八」に改め、同条を第十三条とする。

8 第九条第一項中「新法の規定による通算退職年金の下に(次条第一項において「昭和四十八年三月三十一日以前の通算退職年金」という。)を加え、同条第二項中「前条」を「第九条の二」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第十条第一項第二号」と、「前項」にあるのは「第十条第一項」と、同

条第三項中「前二項」とあるのは「第十条第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

条第三項中「前二項」とあるのは「第十条第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

9 第九条第三項中「前条第四項の規定の適用を受ける年金又は」を削り、「係るもの」の下に「及び施行法第五十一条の四第三号に規定する沖繩の組合員であつた者のうち、同月十五日から昭和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金のうち政令で定める年金」を加え、同条を第十條とし、同条の次に次の三條を加える。

(昭和五十年年度における昭和四十七年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第十条の二 昭和四十八年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定俸給(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に 1.293 を乗じて得た額をいう)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 第九条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十年八月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十条の二第二項第二号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十条の二第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 前条第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分(その給付事由が

同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、前二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十年年度における昭和四十八年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第十一条 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定俸給(当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給に 1.293 を乗じて得た額をいう)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 第九条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十年八月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十一条第一項第二号」と、「前項」にあるのは「第十一条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十一条第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 施行法第五十一条の四第三号に規定する沖繩の組合員であつた者のうち、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る通算退職年金のうち政令で定める年金については、当該年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものにあつては同年八月分以後、同年八月一日以後に給付事由

が生じたものにあつてはその事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、前二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(端数計算)

第十二条 第一条の八、第二条の八、第三条の八、第四条の八、第五条の八、第六条の三、第七条の二、第八条、第九条の三及び前二条の規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額の端数があるときは、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。

第八条の二を第九条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十年年度における昭和四十七年三月以前の通算退職年金の額の改定)

第九条の三 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定俸給(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に 1.293 を乗じて得た額(昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る通算退職年金にあつては、その乗じて得た額が、昭和四十九年改正後の新法第四十二条第二項又は施行法第二十一条第十九号の規定がその退職の日に施行されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき俸給の額を求め、その俸給の額に十二を乗じて得た額を

の額の算定の基準となるべき俸給の額を求め、その俸給の額に十二を乗じて得た額を

基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして昭和四十年法律第一号の規定及び第五号から第五号の六までの規定を適用するものとした場合の同条第一項の規定により第五号第一項第一号に掲げる法定新法の俸給年額とみなされた額を算定し、その額に別表第六の上欄に掲げる新法の退職をした時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額に「二・九三」を乗じて得た額（その額が三百七十二万円を超える場合には、三百七十二万円）を十二で除して得た額より少ないときは、その除して得た額（をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和五十年八月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法別表第二の二に定める率を乗じて得た額

3 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金のうち、昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る通算退職年金で、昭和五十年十二月三十一日において現に支給されているものについては、昭和五十年一月分以後、その額を、第一項第二号中「二・九三」とあるのを「別表第七の上欄に掲げる退職をした時期の区分に応じ同表の下

欄に掲げる率」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 新法第七十九条の二第六項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前三項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

5 前条第四項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分（その給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、第一項、第二項及び前項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

6 前項の規定の適用を受ける年金（昭和四十五年三月三十一日以前に退職をした者に係る年金に限る。）については、昭和五十年一月分（その給付事由が同年一月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、第三項及び第四項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第八條第一項中「次条第一項」の下に「並びに第九條の三第一項及び第三項」を加え、同条を第九條とする。

第七條第一項中「遺族年金」の下に「（次条第一項において「昭和四十八年三月三十一日以前の年金」という。）を加え、同条第二項中「遺族年金」の下に「（次条第三項において「昭和四十八年三月三十一日以前の遺族等の年金」という。）を加え、同条の次に次の二条を加える。

（昭和五十年年度における昭和四十七年四月以後の新法による年金の額の改定）
第七條の二 昭和四十八年三月三十一日以前の年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若

しくは仮定旧法の俸給年額に「二・九三」を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該俸給年額については、三百七十二万円）をそれぞれ新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四十八年改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一條の八第七項及び第八項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十八年三月三十一日以前の遺族等の年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一條第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前条第六項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

（昭和五十年年度における昭和四十八年四月以後の新法による年金の額の改定）
第八條 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（次項及び第六項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九

号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の俸給年額 当該年金の額（その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものとした場合の額。次号において同じ。）の計算の基礎となつた新法の俸給年額に「二・九三」を乗じて得た額（その額が三百七十二万円を超える場合には、三百七十二万円）をいう。

二 仮定恩給法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額 当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に「二・九三」を乗じて得た額をいう。

2 前項の規定は、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした遺族等に係る新法附則第十三條の二から第十三條の四まで、第十三條の六又は第十三條の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

3 第一條の八第七項及び第八項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 昭和四十九年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、第一條の八第七項及び第八項の規定に準じて年金の額を改定する。

5 第一條第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

昭和五十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

三二四

6 施行法第五十一条の四第三号に規定する沖繩の組合員であつた者のうち、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日まで、の間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金のうち政令で定める年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されてゐるものについては、同年八月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

別表第一(表の部分を除く。)中「別表第一」を「別表第一(第一条、第二条、第三条、第四条、第五条関係)」に改める。

別表第一の二中「別表第一の二」を「別表第一の二(第一条、第二条、第四条、第四条の二関係)」に改める。

別表第一の三中「別表第一の三」を「別表第一の三(第一条の二、第二条の二、第四条の二関係)」に改める。

別表第一の四中「別表第一の四」を「別表第一の四(第一条の三、第二条の三、第三条の四、第四条の三関係)」に改める。

別表第一の五中「別表第一の五」を「別表第一の五(第一条の四、第二条の四、第四条の四関係)」に改める。

別表第一の六中「別表第一の六」を「別表第一の六(第一条の四、第二条の四、第四条の四関係)」に改める。

別表第一の七中「別表第一の七」を「別表第一の七(第一条の五、第二条の五関係)」に改める。

別表第一の八中「別表第一の八」を「別表第一の八(第一条の六、第二条の六関係)」に改める。

別表第一の九中「別表第一の九」を「別表第一の九(第一条の七、第二条の七関係)」に改め、同表の次に次の二表を加える。

別表第一の十(第一条の八、第二条の八関係)

別表第一の九の仮定俸給		仮定俸給	
三六	〇七〇	四六	六三〇
三七	五五〇	四八	五五〇
三八	四八〇	四九	七六〇
三九	四一〇	五〇	九六〇
四〇	四九〇	五一	三六〇
四一	〇二〇	五二	三三〇
四二	三四〇	五三	〇四〇
四三	五七〇	五四	六三〇
四四	〇七〇	五五	五七〇
四五	五七〇	五六	五〇〇
四六	二二〇	五七	六四〇
四七	八八〇	五八	七八〇
四八	九三〇	五九	四四〇
四九	二二〇	六〇	一三〇
五〇	九三〇	六一	三三〇
五一	二二〇	六二	四三〇
五二	九三〇	六三	〇八〇
五三	二二〇	六四	七三〇
五四	九三〇	六五	五三〇
五五	二二〇	六六	六三〇
五六	九三〇	六七	五三〇
五七	二二〇	六八	六三〇
五八	九三〇	六九	五三〇
五九	二二〇	七〇	六三〇
六〇	九三〇	七一	五三〇
六一	二二〇	七二	六三〇
六二	九三〇	七三	五三〇
六三	二二〇	七四	六三〇
六四	九三〇	七五	五三〇
六五	二二〇	七六	六三〇
六六	九三〇	七七	五三〇
六七	二二〇	七八	六三〇
六八	九三〇	七九	五三〇
六九	二二〇	八〇	六三〇
七〇	九三〇	八一	五三〇
七一	二二〇	八二	六三〇
七二	九三〇	八三	五三〇
七三	二二〇	八四	六三〇
七四	九三〇	八五	五三〇
七五	二二〇	八六	六三〇
七六	九三〇	八七	五三〇
七七	二二〇	八八	六三〇
七八	九三〇	八九	五三〇
七九	二二〇	九〇	六三〇
八〇	九三〇	九一	五三〇
八一	二二〇	九二	六三〇
八二	九三〇	九三	五三〇
八三	二二〇	九四	六三〇
八四	九三〇	九五	五三〇
八五	二二〇	九六	六三〇
八六	九三〇	九七	五三〇
八七	二二〇	九八	六三〇
八八	九三〇	九九	五三〇
八九	二二〇	一〇〇	六三〇
九〇	九三〇	一〇一	五三〇
九一	二二〇	一〇二	六三〇
九二	九三〇	一〇三	五三〇
九三	二二〇	一〇四	六三〇
九四	九三〇	一〇五	五三〇
九五	二二〇	一〇六	六三〇
九六	九三〇	一〇七	五三〇
九七	二二〇	一〇八	六三〇
九八	九三〇	一〇九	五三〇
九九	二二〇	一一〇	六三〇
一〇〇	九三〇	一一一	五三〇
一〇一	二二〇	一一二	六三〇
一〇二	九三〇	一一三	五三〇
一〇三	二二〇	一一四	六三〇
一〇四	九三〇	一一五	五三〇
一〇五	二二〇	一一六	六三〇
一〇六	九三〇	一一七	五三〇
一〇七	二二〇	一一八	六三〇
一〇八	九三〇	一一九	五三〇
一〇九	二二〇	一二〇	六三〇
一一〇	九三〇	一二一	五三〇
一一一	二二〇	一二二	六三〇
一一二	九三〇	一二三	五三〇
一一三	二二〇	一二四	六三〇
一一四	九三〇	一二五	五三〇
一一五	二二〇	一二六	六三〇
一一六	九三〇	一二七	五三〇
一一七	二二〇	一二八	六三〇
一一八	九三〇	一二九	五三〇
一一九	二二〇	一三〇	六三〇
一二〇	九三〇	一三一	五三〇
一二一	二二〇	一三二	六三〇
一二二	九三〇	一三三	五三〇
一二三	二二〇	一三四	六三〇
一二四	九三〇	一三五	五三〇
一二五	二二〇	一三六	六三〇
一二六	九三〇	一三七	五三〇
一二七	二二〇	一三八	六三〇
一二八	九三〇	一三九	五三〇
一二九	二二〇	一四〇	六三〇
一三〇	九三〇	一四一	五三〇
一三一	二二〇	一四二	六三〇
一三二	九三〇	一四三	五三〇
一三三	二二〇	一四四	六三〇
一三四	九三〇	一四五	五三〇
一三五	二二〇	一四六	六三〇
一三六	九三〇	一四七	五三〇
一三七	二二〇	一四八	六三〇
一三八	九三〇	一四九	五三〇
一三九	二二〇	一五〇	六三〇
一四〇	九三〇	一五一	五三〇
一四一	二二〇	一五二	六三〇
一四二	九三〇	一五三	五三〇
一四三	二二〇	一五四	六三〇
一四四	九三〇	一五五	五三〇
一四五	二二〇	一五六	六三〇
一四六	九三〇	一五七	五三〇
一四七	二二〇	一五八	六三〇
一四八	九三〇	一五九	五三〇
一四九	二二〇	一六〇	六三〇
一五〇	九三〇	一六一	五三〇
一五一	二二〇	一六二	六三〇
一五二	九三〇	一六三	五三〇
一五三	二二〇	一六四	六三〇
一五四	九三〇	一六五	五三〇
一五五	二二〇	一六六	六三〇
一五六	九三〇	一六七	五三〇
一五七	二二〇	一六八	六三〇
一五八	九三〇	一六九	五三〇
一五九	二二〇	一七〇	六三〇
一六〇	九三〇	一七一	五三〇
一六一	二二〇	一七二	六三〇
一六二	九三〇	一七三	五三〇
一六三	二二〇	一七四	六三〇
一六四	九三〇	一七五	五三〇
一六五	二二〇	一七六	六三〇
一六六	九三〇	一七七	五三〇
一六七	二二〇	一七八	六三〇
一六八	九三〇	一七九	五三〇
一六九	二二〇	一八〇	六三〇
一七〇	九三〇	一八一	五三〇
一七一	二二〇	一八二	六三〇
一七二	九三〇	一八三	五三〇
一七三	二二〇	一八四	六三〇
一七四	九三〇	一八五	五三〇
一七五	二二〇	一八六	六三〇
一七六	九三〇	一八七	五三〇
一七七	二二〇	一八八	六三〇
一七八	九三〇	一八九	五三〇
一七九	二二〇	一九〇	六三〇
一八〇	九三〇	一九一	五三〇
一八一	二二〇	一九二	六三〇
一八二	九三〇	一九三	五三〇
一八三	二二〇	一九四	六三〇
一八四	九三〇	一九五	五三〇
一八五	二二〇	一九六	六三〇
一八六	九三〇	一九七	五三〇
一八七	二二〇	一九八	六三〇
一八八	九三〇	一九九	五三〇
一八九	二二〇	二〇〇	六三〇
一九〇	九三〇	二〇一	五三〇
一九一	二二〇	二〇二	六三〇
一九二	九三〇	二〇三	五三〇
一九三	二二〇	二〇四	六三〇
一九四	九三〇	二〇五	五三〇
一九五	二二〇	二〇六	六三〇
一九六	九三〇	二〇七	五三〇
一九七	二二〇	二〇八	六三〇
一九八	九三〇	二〇九	五三〇
一九九	二二〇	二一〇	六三〇
二〇〇	九三〇	二一一	五三〇
二〇一	二二〇	二一二	六三〇
二〇二	九三〇	二一三	五三〇
二〇三	二二〇	二一四	六三〇
二〇四	九三〇	二一五	五三〇
二〇五	二二〇	二一六	六三〇
二〇六	九三〇	二一七	五三〇
二〇七	二二〇	二一八	六三〇
二〇八	九三〇	二一九	五三〇
二〇九	二二〇	二二〇	六三〇
二一〇	九三〇	二二一	五三〇
二一一	二二〇	二二二	六三〇
二一二	九三〇	二二三	五三〇
二一三	二二〇	二二四	六三〇
二一四	九三〇	二二五	五三〇
二一五	二二〇	二二六	六三〇
二一六	九三〇	二二七	五三〇
二一七	二二〇	二二八	六三〇
二一八	九三〇	二二九	五三〇
二一九	二二〇	二三〇	六三〇
二二〇	九三〇	二三一	五三〇
二二一	二二〇	二三二	六三〇
二二二	九三〇	二三三	五三〇
二二三	二二〇	二三四	六三〇
二二四	九三〇	二三五	五三〇
二二五	二二〇	二三六	六三〇
二二六	九三〇	二三七	五三〇
二二七	二二〇	二三八	六三〇
二二八	九三〇	二三九	五三〇
二二九	二二〇	二四〇	六三〇
二三〇	九三〇	二四一	五三〇
二三一	二二〇	二四二	六三〇
二三二	九三〇	二四三	五三〇
二三三	二二〇	二四四	六三〇
二三四	九三〇	二四五	五三〇
二三五	二二〇	二四六	六三〇
二三六	九三〇	二四七	五三〇
二三七	二二〇	二四八	六三〇
二三八	九三〇	二四九	五三〇
二三九	二二〇	二五〇	六三〇
二四〇	九三〇	二五一	五三〇
二四一	二二〇	二五二	六三〇
二四二	九三〇	二五三	五三〇
二四三	二二〇	二五四	六三〇
二四四	九三〇	二五五	五三〇
二四五	二二〇	二五六	六三〇
二四六	九三〇	二五七	五三〇
二四七	二二〇	二五八	六三〇
二四八	九三〇	二五九	五三〇
二四九	二二〇	二六〇	六三〇
二五〇	九三〇	二六一	五三〇
二五一	二二〇	二六二	六三〇
二五二	九三〇	二六三	五三〇
二五三	二二〇	二六四	六三〇
二五四	九三〇	二六五	五三〇
二五五	二二〇	二六六	六三〇
二五六	九三〇	二六七	五三〇
二五七	二二〇	二六八	六三〇
二五八	九三〇	二六九	五三〇
二五九	二二〇	二七〇	六三〇
二六〇	九三〇	二七一	五三〇
二六一	二二〇	二七二	六三〇
二六二	九三〇	二七三	五三〇
二六三	二二〇	二七四	六三〇
二六四	九三〇	二七五	五三〇
二六五	二二〇	二七六	六三〇
二六六	九三〇	二七七	五三〇
二六七	二二〇	二七八	六三〇
二六八	九三〇	二七九	五三〇
二六九	二二〇	二八〇	六三〇
二七〇	九三〇	二八一	五三〇
二七一	二二〇	二八二	六三〇
二七二	九三〇	二八三	五三〇
二七三	二二〇	二八四	六三〇
二七四	九三〇	二八五	五三〇
二七五	二二〇	二八六	六三〇
二七六	九三〇	二八七	五三〇
二七七	二二〇	二八八	六三〇
二七八	九三〇	二八九	五三〇
二七九	二二〇	二九〇	六三〇
二八〇	九三〇	二九一	五三〇
二八一	二二〇	二九二	六三〇
二八二	九三〇	二九三	五三〇
二八三	二二〇	二九四	六三〇
二八四	九三〇	二九五	五三〇
二八五	二二〇	二九六	六三〇
二八六	九三〇	二九七	五三〇
二八七	二二〇	二九八	六三〇
二八八	九三〇	二九九	五三〇
二八九	二二〇	三〇〇	六三〇
二九〇	九三〇	三〇一	五三〇
二九一	二二〇	三〇二	六三〇
二九二	九三〇	三〇三	五三〇
二九三	二二〇	三〇四	六三〇
二九四	九三〇	三〇五	五三〇
二九五	二二〇	三〇六	六三〇
二九六	九三〇	三〇七	五三〇
二九七	二二〇	三〇八	六三〇
二九八	九三〇	三〇九	五三〇
二九九	二二〇	三一〇	六三〇
三〇〇	九三〇	三一〇	五三〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額のこの表に記載された額に対応する仮定俸給の額によるものとし、年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額が二六五、二四〇円を超える場合においては、その額に一・二九三を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定俸給とする。ただし、旧法の規定による退職年金に相当する年金又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金（これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達していないものうち六十五歳未満の者（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子及び孫を除く。）に支給するものに限る。）でその額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額が三三、一三〇円を超え三三、一三〇円以下のときは四四、七五〇円を、三三、一三〇円を超え三三、一三〇円以下のときは四二、八四〇円を、三三、一三〇円を、それぞれこの表の仮定俸給とする。

別表第一の十一（第一条の八、第二条の八関係）

別表第一の九の仮定俸給	仮 定 俸 給
三六、〇七〇円	四九、八一〇円
三七、五五〇	五一、八六〇
三八、四八〇	五三、一四〇
三九、四一〇	五四、四三〇
四〇、四九〇	五五、九二〇
四一、〇二〇	五八、〇三〇
四二、三三〇	五九、八六〇
四四、五七〇	六一、五五〇
四六、〇七〇	六三、六二〇
四七、五七〇	六五、六九〇

二二五、六三〇	二九一、七三〇
二二九、九三〇	二九七、二九〇
二三四、四三〇	三〇三、一三〇
二三八、七九〇	三〇八、七六〇
二四七、六〇〇	三二〇、一五〇
二五六、四二〇	三三一、五五〇
二六〇、七八〇	三三七、一八〇
二六五、二四〇	三四二、九六〇

一八三、九八〇	四九、二二〇	六七、九七〇
一七九、八八〇	五〇、八八〇	七〇、二六〇
一七九、八八〇	五一、九三〇	七三、一〇〇
一七九、八八〇	五二、二二〇	七四、九〇〇
一七九、八八〇	五三、九三〇	七七、二二〇
一七九、八八〇	五五、五六〇	七九、四九〇
一七九、八八〇	六〇、八三〇	八四、〇一〇
一七九、八八〇	六一、七〇〇	八五、二二〇
一七九、八八〇	六四、二二〇	八八、六八〇
一七九、八八〇	六七、五五〇	九三、二八〇
一七九、八八〇	七一、二二〇	九八、三八〇
一七九、八八〇	七三、一一〇	一〇〇、九八〇
一七九、八八〇	七四、九一〇	一〇三、四五〇
一七九、八八〇	七七、四八〇	一〇六、九九〇
一七九、八八〇	七八、九八〇	一〇九、〇八〇
一七九、八八〇	八三、三七〇	一一五、一三〇
一七九、八八〇	八五、五三〇	一二一、一三〇
一七九、八八〇	八七、八一〇	一二七、二七〇
一七九、八八〇	九二、一八〇	一三三、四二〇
一七九、八八〇	九六、六一〇	一三四、九九〇
一七九、八八〇	九七、七五〇	一四〇、〇三〇
一七九、八八〇	一〇一、四〇〇	一四七、一八〇
一七九、八八〇	一〇六、五八〇	一五四、二七〇
一七九、八八〇	一一一、七一〇	一五八、六三〇
一七九、八八〇	一一四、八七〇	一六二、九〇〇
一七九、八八〇	一二四、二二〇	一七一、五六〇
一七九、八八〇	一二九、四九〇	一八〇、二二〇
一七九、八八〇	一三一、七三〇	一八八、九三〇
一七九、八八〇	一三六、七三〇	一九七、五二〇
一七九、八八〇	一四三、〇二〇	二〇六、一八〇
一七九、八八〇	一四九、二九〇	二一四、七八〇
一七九、八八〇	一五五、五三〇	二二〇、一九〇
一七九、八八〇	一五九、四四〇	二二五、九八〇
一七九、八八〇	一六三、六四〇	二三七、一三〇
一七九、八八〇	一七一、七一〇	二四八、四一〇
一七九、八八〇	一七九、八八〇	二五四、〇八〇

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び
同報告書

三二六

一八七、九六〇	二五九、五七〇
一九六、〇七〇	二七〇、七七〇
一九九、七六〇	二七五、八七〇
二〇四、一七〇	二八一、九六〇
二二二、二四〇	二九三、一一〇
二二一、〇八〇	三〇五、三二〇
二二五、六三〇	三一、五九〇
二二九、九三〇	三二七、五三〇
二三四、四三〇	三三三、七五〇
二三八、七九〇	三三九、七八〇
二四七、六〇〇	三四一、九三〇
二五六、四二〇	三四四、一一〇
二六〇、七八〇	三六〇、一三〇
二六五、二四〇	三六六、三〇〇

備考

別表第一の十の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第一の十の備考中「一・二九三」とあるのは「一・三八一」と、「四四、七五〇円」とあるのは「四七、七九〇円」と、「四二、八四〇円」とあるのは「四五、七六〇円」と、「四〇、九九〇円」とあるのは「四三、七八〇円」と読み替えるものとする。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第一条、第四条関係)」に改める。
別表第二の二中「別表第二の二」を「別表第二の二(第一条、第四条関係)」に改める。
別表第三中「別表第三」を「別表第三(第二条、第三条関係)」に改める。
別表第三の二中「別表第三の二」を「別表第三の二(第二条関係)」に改める。
別表第三の三中「別表第三の三」を「別表第三の三(第二条の二関係)」に改める。
別表第三の四「別表第三の四」を「別表第三の四(第二条の三関係)」に改める。

別表第三の五中「別表第三の五」を「別表第三の五(第二条の四関係)」に改める。
別表第三の六中「別表第三の六」を「別表第三の六(第二条の四関係)」に改める。
別表第三の七中「別表第三の七」を「別表第三の七(第二条の五関係)」に改める。
別表第三の八中「別表第三の八」を「別表第三の八(第二条の六関係)」に改める。
別表第三の九中「別表第三の九」を「別表第三の九(第二条の七関係)」に改め、同表の次に次の二表を加える。
別表第三の十(第二条の八関係)

別表第一の十の下欄に掲げる仮定俸給	率
二〇一、〇九〇円以上のもの	二三・〇割
一八四、九二〇円を超え二〇一、〇九〇円未満のもの	二三・八割
一七六、七八〇円を超え一八四、九二〇円以下のもの	二四・五割

一七〇、三三〇円を超え一七六、七八〇円以下のもの	二四・八割
一一九、一九〇円を超え一七〇、三三〇円以下のもの	二五・〇割
一一三、五三〇円を超え一一九、一九〇円以下のもの	二五・五割
一〇二、一三〇円を超え一一三、五三〇円以下のもの	二六・一割
八三、〇三〇円を超え一〇二、一三〇円以下のもの	二六・九割
七九、七八〇円を超え八三、〇三〇円以下のもの	二七・四割
七四、四三〇円を超え七九、七八〇円以下のもの	二七・八割
七二、三一〇円を超え七四、四三〇円以下のもの	二九・〇割
七〇、一三〇円を超え七二、三一〇円以下のもの	二九・三割
六一、五〇〇円を超え七〇、一三〇円以下のもの	二九・八割
五四、三三〇円を超え六一、五〇〇円以下のもの	三〇・二割
五二、三六〇円を超え五四、三三〇円以下のもの	三〇・九割
四九、九六〇円を超え五二、三六〇円以下のもの	三一・九割
四八、七六〇円を超え四九、九六〇円以下のもの	三二・七割
四六、六三〇円を超え四八、七六〇円以下のもの	三三・〇割
四六、六三〇円のもの	三四・五割

別表第三の十一(第二条の八関係)

別表第一の十一の下欄に掲げる仮定俸給	率
二一四、七八〇円以上のもの	二三・〇割
一九七、五一〇円を超え二一四、七八〇円未満のもの	二三・八割
一八八、八二〇円を超え一九七、五一〇円以下のもの	二四・五割
一八一、九三〇円を超え一八八、八二〇円以下のもの	二四・八割
一二七、三一〇円を超え一八一、九三〇円以下のもの	二五・〇割
一二一、二七〇円を超え一二七、三一〇円以下のもの	二五・五割
一〇九、〇八〇円を超え一二一、二七〇円以下のもの	二六・一割
八八、六八〇円を超え一〇九、〇八〇円以下のもの	二六・九割
八五、二一〇円を超え八八、六八〇円以下のもの	二七・四割
七九、四九〇円を超え八五、二一〇円以下のもの	二七・八割
七七、二三〇円を超え七九、四九〇円以下のもの	二九・〇割
七四、九〇〇円を超え七七、二三〇円以下のもの	二九・三割
六五、六九〇円を超え七四、九〇〇円以下のもの	二九・八割
五八、〇三〇円を超え六五、六九〇円以下のもの	三〇・二割
五五、九二〇円を超え五八、〇三〇円以下のもの	三〇・九割
五四、四三〇円を超え五五、九二〇円以下のもの	三一・九割
五三、一四〇円を超え五四、四三〇円以下のもの	三二・七割

五一、八六〇円を超え五三、一四〇円以下のもの
四九、八一〇円を超え五一、八六〇円以下のもの
四九、八一〇円のもの

三三・〇割
三三・四割
三四・五割

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第二条関係)」に改める。

別表第四の二中「別表第四の二」を「別表第四の二(第二条関係)」に改める。

別表第四の三中「別表第四の三」を「別表第四の三(第二条関係)」に改める。

別表第四の四中「別表第四の四」を「別表第四の四(第二条関係)」に改める。

別表第四の五中「別表第四の五」を「別表第四の五(第二条関係)」に改める。

別表第四の六中「別表第四の六」を「別表第四の六(第二条関係)」に改める。

別表第四の七中「別表第四の七」を「別表第四の七(第二条関係)」に改める。

別表第四の八中「別表第四の八」を「別表第四の八(第二条関係)」に改める。

別表第四の九中「別表第四の九」を「別表第四の九(第二条関係)」に改め、同表の次に次の二表を加える。

別表第四の十(第二条関係)

障害の等級	年	金	額
一級		二、〇五三、〇〇〇円	
二級		一、六六三、〇〇〇円	
三級		一、三三四、〇〇〇円	
四級		一、〇〇六、〇〇〇円	
五級		七八〇、〇〇〇円	
六級		五九五、〇〇〇円	

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、〇〇六、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、一七〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十一(第二条関係)

障害の等級	年	金	額
一級		二、一九三、〇〇〇円	
二級		一、七七六、〇〇〇円	
三級		一、四二五、〇〇〇円	
四級		一、〇七五、〇〇〇円	
五級		八三三、〇〇〇円	
六級		六三六、〇〇〇円	

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、〇七五、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、二五〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第五中「別表第五」を「別表第五(第五条の五関係)」に改める。

別表第六中「別表第六」を「別表第六(第五条の七、第五条の八、第九条の三関係)」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第七(第五条の八、第九条の三関係)

昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	一・三五〇
昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	一・三四五
昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	一・三四一
昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	一・三三八
昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	一・三二九
昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	一・三三〇
昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	一・三二五
昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	一・三二八
昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	一・三二二
昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	一・三〇三

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十九条第五項中「減額退職年金の額」の下に「のうち第七十六条の二第一項第二号に係る額」を、「乗じて得た額」の下に「当該改定前の減額退職年金の額のうち同項第一号に係る額との合算額」を加える。

第八十三条第三項中「ときは」を「場合において、その該当しなくなった日から同欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときは」に改める。

第八十五条の次に次の一条を加える。

第八十五条の二 廃疾年金を受ける権利を有す

る者が別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなったときは、当該廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第八十八条第二号中「第七十六条の二又は」を「第七十六条の二の規定又は同条及び」に改め、「第七十六条第二項の規定」の下に「又は同項及び第七十六条の三の規定」を加える。

第八十八条の二第二号中「第七十六条第二項又は」を「第七十六条第二項の規定又は同項及び」に改め、「第七十六条の三の規定」の下に「又は同条及び第七十六条の三の規定」を加える。

附則第十三条の七第一項中「第七十六条の二

三八

目次中「第四十八條の三」を「第四十八條の四」に改める。

第七條第一項第一号中「第十一條第四項」を「第十一條第五項」に、「第二十二條第三項」を「第二十二條第四項」に、「第三十一條第三項」を「第三十一條第四項」に改める。

第十一條第六項中「又は第四項に規定する職務加算等の期間を削り、「第二項各号又は第四項」を「当該各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項各号列記以外の部分中「前項」を「第二項又は前項」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項第三号中「前項」を「第二項

3 八十歳以上の更新組合員が退職した場合に
 おいて、第七条第一項第一号又は第二号から
 第四号までの期間のうちに前項各号に掲げる
 期間があるときにおけるその者に対する同項
 の規定の適用については、同項第一号中「三
 百分の一」とあるのは「三分の二」（その超え
 る期間の年数が十年を超える場合におけるそ
 の超える部分の年数については、三分の一）と、同項第二号中「三分の一」とあるのは「三分の二」（その超える期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）とする。

第十一条に次の二項を加える。

8 新法第七十六條第一項又は第八條若しくは第九條の規定による退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第二項各号に掲げる期間を有するときは、その者を第三項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

9 新法第七十六条第一項又は第八條若しくは第九條の規定による退職年金を受ける者が六十五歳に達した場合において、その者が第五項に規定する職務加算等の期間を有するとき、その者を同項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第十二条第一項第一号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第二号中「同条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第十六条第二号中「同項第五号及び第六号の期間に係るものとして政令で定める金額を除く。」を削る。

第二十二條第五項を削り、同条第四項中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に改め、同

3 八十歳以上の更新組合員が退職し、新法第八十一条の規定による廃疾年金を受ける場合におけるその者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「恩給法の俸給年額の百五十分の一」とあるのは、「恩給法の俸給年額に百五十分の一と三分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）とを加えた率を乗じて得た金額」と、同項第二号中「旧法の俸給年額の九十分の一」とあるのは「旧法の俸給年額に九十分の一と三分の二（その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）とを加えた率を乗じて得た金額」と、同項第三号中「旧法の俸給年額の

百八十分の一・一」とあるのは、旧法の俸給年額に百八十分の一・一と三百分の二（その超える期間の年数と前二号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）を加えた率を乗じて得た金額」とする。

第二十二條に次の一項を加える。

6 第十一條第七項から第九項までの規定は、新法第八十一條の規定による廃疾年金を受ける者について準用する。この場合において、第十一條第七項中「第二項各号」とあるのは「第二十二條第二項の規定により読み替えて適用される同條第一項各号」と、同條第八項

中「第二項各号」とあるのは「第二十二條第三項の規定により読み替えて適用される同條第三項各号」と、「第三項」とあるのは「同條第三項」と、同條第九項中「第五項」とあるのは「第三十二條第四項」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、遺族年金を受ける者が、八十歳以上である場合におけるその者に対する同項の規定の適用については、同項第一号中「三分の一」とあるのは「三分の二」（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）と、同項第二号中「三分の一」とあるのは「三分の二」（その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）とする。

第三十一条第五項中「除く。」の下に「第七項において同じ。」を加え、「又は第三項に規定する戦務加算等の期間」を削り、「第二項各号又は第三項」を「当該各号」に改め、同項の次に次の三項を加える。

6 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が八十歳に達した場合において、当該年金を受ける者に係る更新組合員が第二項各号に掲げる期間を有していたときは、当該年金を受ける者を第三項の規定に該当する者とみなして、当該遺族年金の額を改定する。

7 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受

ける者が六十五歳に達した場合において、当該年金を受ける者に係る更新組合員が第四項に規定する職務加算等の期間を有していたときは、当該年金を受ける者を同項の規定に該当する者とみなして、当該遺族年金の額を改定する。

8 第二項から前項までに規定する場合において、

て、これらの規定による遺族年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

第三十一条の二第二項中「第三項及び第五項

並びに「を」第四項及び第六項「に」、「第十三条までの規定の例により」を「第十三条まで並びに前条第二項から第八項までの規定に準じて政令で定めるところにより」に改め、「相当する金額の下に」(遺族年金を受ける者が新法第八十八条の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額)を加え、同条第二項を削る。

第三十二条第一項中「当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額を」前条の遺族年金の額の計算に準じて政令で定めるところにより計算した金額に改め、同条第二項を削る。

第三十三条中「三十六万六千六百四十七円を」五十万六千円に、「二万二千円」を「一万八千円」に改める。

第四十五条第六項中「又は第四項において準用する第十一項第四項に規定する職務加算等の期間」を削り、「第二項又は第四項において準用する第十一項第四項」を「第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 八十歳以上の恩給更新組合員が退職した場合には、第一項第一号の期間で十二年を超え、前項の期間があるときにおけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「三分の二」(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)とする。

第四十五条に次の二項を加える。

8 新法附則第十三条の二第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超える期間を有するときは、その者を第三項の規定に

該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

9 新法附則第十三条の二第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による退職年金を受ける者が六十五歳に達した場合において、その者が第五項において準用する第十一項第五項に規定する職務加算等の期間を有するときは、その者を第五項において準用する第十一項第五項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第四十五条の二の二中「第四項」を「第五項」に改める。

第四十六条第一項中「同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第四十七条の二第一項中「当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額」を「第四十八条の二第一項の遺族年金の額の計算に準じて政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同条第二項中「第三十一条の二第二項及び」を削る。

第四十八条中「十二年」を「十五年」と、「恩給法の俸給年額」とあるのは「衛視等の恩給法の俸給年額」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「とする」を「と読み替えるもの」とし、第三十一条第二項第二号の規定は、適用しないものとする」に改める。

第四十八条の三中「第四十八条の三」を「第四十八条の四」に改め、第八章第二節中同条を第四十八條の四とする。

第四十八條の二を第四十八條の三とし、第四十八條の次に次の一条を加える。

(衛視等の公務によらない遺族年金に関する経過措置)

第四十八條の二 衛視等である恩給更新組合員に係る新法附則第十三条の七第一項の規定により適用することとされた新法第八十八條第二号又は第三号の規定による遺族年金の額

は、第四十五条第一項、第四項及び第六項、第四十五条の二から第四十五条の三まで並びに前条において読み替えられた第三十一条第二項から第八項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額(遺族年金を受ける者が新法附則第十三条の七第一項の規定により適用することとされた新法第八十八條の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額)とする。

2 第三十二条の三の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

3 前二項の規定により算定した遺族年金の額が、これらの規定を適用しないとしたならば受けることとなる遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

別表の備考以外の部分中「別表」を「別表第二十四條関係」に、「一、四四二、〇〇〇円」を「一、九八四、〇〇〇円」に、「九三四、〇〇〇円」を「一、二八三、〇〇〇円」に、「六一七、〇〇〇円」を「八四四、〇〇〇円」に改め、同表の備考中「七万二千円」を「十二万円」に改め、同表の備考中「四万二千円」を「六万円」に、「一万二千円」を「一万八千円(同号に掲げる者がない場合にあっては、そのうち一人に限り四万二千円)」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第十号中「第二條の七」を「第二條の八」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 附則第七條の規定は、昭和五十年八月一日から適用する。

(廃疾の程度が変わつた場合の年金額の改定等に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第八十三條第三項及び第八十五條の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に廃疾年金を受ける権利を有する者が国家公務員共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつた場合について適用する。

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第三条 改正後の法第百条第三項の規定は、昭和五十年八月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年七月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

(準公務員期間のある者に関する経過措置)

第四条 昭和五十年八月一日において現に国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「施行法」という。)第二條第一項第八号の普通恩給又は同号の恩給で恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十三條第一項の規定に係るもの(以下この条において「普通恩給等」という。)を受ける権利を有し、かつ、施行法第九條第一号の期間で恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)第二條の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)以下この条において「改正後の法律第百五十五号」という。)附則第四十四條の二の規定の適用によりその全部が当該期間に該当しないこととなるものを有する更新組合員(施行法第二條第一項第七号に規定する更新組合員(施行法第四十一條第一項第一号に掲げる者を含む。)をいう。以下この条において同じ)若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和五十年七月三十一日において施行法第九條第一号(施行法第四十一條第一項において準用する場合を含む。以下この条に

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

三三〇

おいて同じ。)の規定に係る退職年金若しくは減額退職年金又は施行法第二十九条(施行法第四十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定に係る遺族年金(施行法第九條第一号の規定に係るものに限る。)を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第五十五号附則第四十四条の二及び第三條の規定による改正後の施行法(以下「改正後の施行法」という。)の規定にかかわらず、恩給法等の一部を改正する法律第二條の規定による改正前の恩給法の一部を改正する法律附則第四十四条及び第三條の規定による改正前の施行法の規定の例によるものとする。

(職務加算等の期間を有する者等)に関する経過措置)
第五條 改正後の施行法第十一條第三項から第五項まで及び第七項から第九項まで、第十二條第一項第一号及び第二号、第二十二條第三項、第四項及び第六項、第三十一條第三項から第八項まで、第三十一條の二、第三十二條、第四十五條第三項、第五項及び第七項から第九項まで、第四十五條の二の二、第四十六條第一項、第四十七條の二第一項及び第二項、第四十八條並びに第四十八條の二の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付について、昭和五十年八月分以後適用する。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)
第六條 改正後の施行法第三十三條及び別表の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和五十年八月分以後適用する。

2 昭和五十年十二月三十一日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金について改正後の施行法第三十三條又は別表の規定を適用する場合

合には、同年八月分から同年十二月分までの年金については、同条中「五十六万六千円」とあるのは「四十七万四千円」と、別表中「一、九八四、〇〇〇円」とあるのは「一、八七一、〇〇〇円」と、「一、二八三、〇〇〇円」とあるのは「一、二二四、〇〇〇円」と、「八四四、〇〇〇円」とあるのは「八〇三、〇〇〇円」とする。

(長期に在職者等の退職年金等の最低保障)
第七條 組合員又は施行法第二條第一項第七号に規定する更新組合員(施行法第四十一條第一項各号に掲げる者及び施行法第四十二條第一項に規定する恩給更新組合員を含む。)が昭和五十年八月一日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る改正後の法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(改正後の施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下この条において同じ。)で次の各号に掲げるものについては、その額が、当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 改正後の法の規定による退職年金のうちイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が当該退職年金を受ける最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた実在職の期間が九年以上のものに係る年金 (イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間

金年限に達しているものに係る年金 三十一万五千円
ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 二十一万円
二 改正後の法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 三十一万五千円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十一万円

三 改正後の法の規定による遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で改正後の法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 二十一万円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。)並びに六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 十五万七千五百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十万

5千円
2 前項の場合において、同項第三号に掲げる年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

3 第一項各号に掲げる年金で昭和五十年八月一日以後に給付事由が生じたものを受ける者(六十五歳未満の者に限る。)が六十五歳に達した場合(同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。)において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

(政令への委任)
第八條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、附則第四條に規定する更新組合員若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族が同条の申出をした場合におけるこれらの者に係る長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

理由
国家公務員共済組合等からの年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、退職年金等の最低保障額の引上げ、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げ等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、「旧令による共済組合等からの年金

受給者のための特別措置法」(以下「旧令特別措置法」という。)、昭和三十三年改正前の旧「国家公務員共済組合法」(以下「旧法」という。)、及び現行の「国家公務員共済組合法」(以下「新法」という。)(の規定により現に支給されている退職年金等について、別途国会に提出されている「恩給法等の一部を改正する法律案」による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げるとともに、退職年金等の最低保障額の引上げ、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げ等所要の措置を講じようとするもので、主な内容は次のとおりである。

1 既裁定年金の年金額の引上げ

恩給における措置にならない、旧令特別措置法及び旧法に基づく年金並びに新法に基づく退職年金等のうち、昭和四十九年三月三十一日以前に給付事由が生じたものについて、その年金額の算定の基礎となつてゐる俸給を三八・一%を限度として増額する(このうち二九・三%の増額を昭和五十年八月分から実施し、六・八%を限度とする増額は昭和五十一年一月分から実施する。)ことにより、年金額を引き上げること。

2 退職年金等の最低保障額の引上げ

恩給における措置にならない、長期在職者等の受給する退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げること。

3 老齢者の退職年金等の年金額の計算の特例

恩給における措置にならない、恩給公務員期間等を有する八十歳以上の老齢者に支給する年金の額を、その年金の基礎となつてゐる恩

給公務員期間等の期間で退職年金を受ける最短期間を超えざるものについて、割増をして支給すること。

4 公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額の引上げ等

恩給における措置にならない、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げるとともに、これらの年金に係る扶養加給の金額を引き上げること。

5 廃疾年金の受給資格の消滅に関する制度の改善

廃疾年金の支給は、廃疾の状態に該当しなくなつた日から停止することとし、受給資格の消滅は、再びその状態に該当することなく三年を経過したときとすること。

6 掛金等の最高限度額の引上げ

掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額について、公務員給与の引上げ等を考慮し、三十一万円(現行二十四万五千元)に引き上げること。

7 実施期日

前記の措置は、昭和五十年八月一日から実施すること。

ただし、前記5の廃疾年金の受給資格の消滅に関する措置については、公布の日から実施すること。

二 議案の可決理由

恩給における措置にならない、国家公務員共済組合等からの年金の額を引き上げるとともに、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額を引き上げる等所要の措置を講ずることは

時宜に適するものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

年金額の改定に伴う増加所要額は、昭和五十年年度において約二百九十八億三千四百万円と見込まれてゐるが、このうち追加費用等として措置される部分を除き、旧令年金関係の増加所要額約十六億七百万円は、昭和五十年年度一般会計予算に計上されてゐる。

右報告する。

昭和五十年十月三十一日
大蔵委員長 上村千一郎
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、共済組合制度の充実に資するため、左記事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一 共済組合の給付に要する費用の負担及びその給付内容の改善については、他の公的年金制度との均衡等を考慮しつつ、適切な措置を講ずるよう検討すること。

二 国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等共済組合からの年金について、国民の生活水準、国家公務員及び公共企業体職員の給与、物価の上昇等を考慮し、既裁定年金の実質的価値

保全のための具体的な対策を早急に進めること。

三 長期給付の財源方式については、他の公的年金制度との均衡を考慮しつつ、その負担区分のあり方について検討すること。

四 旧令、旧法による年金額の改善については、引き続き一層努力すること。

五 国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合両制度間の差異について、早急に是正するよう検討するとともに、国家公務員等退職手当法第五条の二に規定する公共企業体職員の退職手当について速やかに改善措置を講ずるよう検討すること。

六 家族療養費の給付については、他の医療保険制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

七 長期に勤続した組合員が退職した場合において、医療給付の激変を避けるため、退職後に相当の期間にわたり継続できるなど現行の任意継続制度とは別個の措置をとることに検討すること。

八 労働組合の非在籍専従役員が、共済組合員としての資格を継続することについて検討すること。

九 共済組合の運営が一層自主的、民主的に行われるため、運営審議会において組合員の意向が更に反映されるよう努めること。

十 公共企業体職員等共済組合に関する制度について、学識経験者等により調査審議する機関の設置について検討すること。

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十年十月十一日

内閣総理大臣 三木 武夫

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合の一部を改正する法律（昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年四月以後における公共企業体職員等共済組合に規定する共済組合が支給する年金の額の決定に関する法律（昭和四十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第二項中「第六項」の下に「並びに次条第三項、第五項及び第七項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十年度における旧法による退職年金等の額の改定)

第一條の八、前條第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給（同条第三項若しくは第五項において準用する第一條第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金又は前條第六項若しくは第七項の規定により同条第六項の表の下欄に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給、同条第四項の規定により改定された年金については、その改定年金額の算定の基礎となつてゐる仮定俸給。次項において同じ。）に対応する別表第一の十の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100
 101
 102
 103
 104
 105
 106
 107
 108
 109
 110
 111
 112
 113
 114
 115
 116
 117
 118
 119
 120
 121
 122
 123
 124
 125
 126
 127
 128
 129
 130
 131
 132
 133
 134
 135
 136
 137
 138
 139
 140
 141
 142
 143
 144
 145
 146
 147
 148
 149
 150
 151
 152
 153
 154
 155
 156
 157
 158
 159
 160
 161
 162
 163
 164
 165
 166
 167
 168
 169
 170
 171
 172
 173
 174
 175
 176
 177
 178
 179
 180
 181
 182
 183
 184
 185
 186
 187
 188
 189
 190
 191
 192
 193
 194
 195
 196
 197
 198
 199
 200
 201
 202
 203
 204
 205
 206
 207
 208
 209
 210
 211
 212
 213
 214
 215
 216
 217
 218
 219
 220
 221
 222
 223
 224
 225
 226
 227
 228
 229
 230
 231
 232
 233
 234
 235
 236
 237
 238
 239
 240
 241
 242
 243
 244
 245
 246
 247
 248
 249
 250
 251
 252
 253
 254
 255
 256
 257
 258
 259
 260
 261
 262
 263
 264
 265
 266
 267
 268
 269
 270
 271
 272
 273
 274
 275
 276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284
 285
 286
 287
 288
 289
 290
 291
 292
 293
 294
 295
 296
 297
 298
 299
 300
 301
 302
 303
 304
 305
 306
 307
 308
 309
 310
 311
 312
 313
 314
 315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338
 339
 340
 341
 342
 343
 344
 345
 346
 347
 348
 349
 350
 351
 352
 353
 354
 355
 356
 357
 358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369
 370
 371
 372
 373
 374
 375
 376
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 386
 387
 388
 389
 390
 391
 392
 393
 394
 395
 396
 397
 398
 399
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 406
 407
 408
 409
 410
 411
 412
 413
 414
 415
 416
 417
 418
 419
 420
 421
 422
 423
 424
 425
 426
 427
 428
 429
 430
 431
 432
 433
 434
 435
 436
 437
 438
 439
 440
 441
 442
 443
 444
 445
 446
 447
 448
 449
 450
 451
 452
 453
 454
 455
 456
 457
 458
 459
 460
 461
 462
 463
 464
 465
 466
 467
 468
 469
 470
 471
 472
 473
 474
 475
 476
 477
 478
 479
 480
 481
 482
 483
 484
 485
 486
 487
 488
 489
 490
 491
 492
 493
 494
 495
 496
 497
 498
 499
 500
 501
 502
 503
 504
 505
 506
 507
 508
 509
 510
 511
 512
 513
 514
 515
 516
 517
 518
 519
 520
 521
 522
 523
 524
 525

2 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給に対応する別表第一の十一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

3 前条第一項の規定の適用を受ける年金（そ

の年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達している年金に限る。で、七十歳以上八十歳未満の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは

に引に係るものに対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「算定した額」とあるのは、「算定した額に、その額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期間年金限との差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三百分の一（旧法の

規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一に相当する金額の十二倍に相当する金額を加えた額」とし、八十歳以上の者に係るものに対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「算定した額」とあるのは、「算定した額に、その額の計算の基

礎となつた組合員期間の年数と最短期間年限との差年数のうち、十年に達するまでの年数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三百分の二（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の二）、十年を越える年

数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三百分の一（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一）に相当する金額の十二倍に相当する金額を加えた額とする。

この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

4 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項

の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち實在職した期間が最短期間限に達している年金に限る。）については、その年金を受ける者が七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）又は八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定により読み替えて適用する第一項又は第

二項の規定に準じてその額を改定する。

6 第一条第六項の規定は、前項の規定により

7 年金の額を改定する場合については、第一項、第二項又は第五項の規定により改定された額が、同表の中欄に掲げるその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、その額を当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

年 金	実 在 職 し た 期 間	金 額
旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金で六十五歳以上の者が受けるもの	最短期年金年限以上 九年以上最短期年金年限未満 九年未満	四十二万円 三十一万五千円 二十一万円
旧法の規定による退職年金に相当する年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短期年金年限以上	三十一万五千円
旧法の規定による廃疾年金に相当する年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短期年金年限未満	三十一万五千円 二十一万円
旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの	最短期年金年限以上 九年以上最短期年金年限未満 九年未満	二十一万円 十五万七千五百円 十五万五千円
旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く）が受けるもの	最短期年金年限未満	十五万七千五百円 十万五千円

第一項、第二項、第四項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が六十五歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

第二条の七第一項中「同項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした」を「改定された」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十年度における旧法による障害年金等の額の改定）

第二条の八 前条第一項の規定の適用を受ける

年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給（同条第三項の規定により改定された年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給、同条第六項の規定により改定された年金については、その改定された年金額の算定の基礎となつてゐる仮定俸給。次項において同じ。）に対応する別表第一の十の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十」と読み替へるものとする。

2 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年一月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給に対応する別表第一の十の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十」と読み替へるものとする。

3 第一条の八第三項の規定は、前条第一項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間（七十七歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十七歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対して前二項の規定を適用する場合について準用する。）

4 次の各号に掲げる年金については、第一項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十年八月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定す

る。

一 障害年金 別表第四の十に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十二万円を加えた額）

二 殉職年金 四十七万四千円

三 障害遺族年金 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する金額

5 前項各号に掲げる年金については、第二項の規定により改定された額が、前項第一号中「別表第四の十」とあるのは「別表第四の十一」と、同項第二号中「四十七万四千円」とあるのは「五十万六千円」と読み替へた場合における同項各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十年一月分以後、その額をその読み替へられた当該各号に掲げる額に改定する。

6 前二項の場合において、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、第四項第一号又は前項において読み替へられた同号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については六万円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円（そのうち二人までは、一人につき一万八千円（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り四万二千円）を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

7 第四項又は第五項の場合において、殉職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族があるときは、第四項第二号又は第五項において読み替へられた同号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

一 扶養遺族が一人である場合 一万八千円
二 扶養遺族が二人以上である場合 二万七千円

8 第一項、第二項、第四項又は第五項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組

合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間（七十七歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十七歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対して前二項の規定を適用する場合について準用する。）

9 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。第三条第一項中「第三条の七」を「第三条の八」に改める。

第三条の七の次に次の一条を加える。
(昭和五十年度における法による退職年金等の額の改定)

第三条の八 昭和四十八年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、前条第一項又は第三項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつてゐる俸給年額（同条第二項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額とした年金については前条第一項の規定により、同条第四項又は第六項の規定により同条第四項の表の下欄に掲げる額（減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額）をもつて改定した年金額とした年金については同条第一項又は第三項の規定により、それぞれ年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額）に「一・二九三」を乗じて

得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

3 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給年額に「一・二九三」を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）を同項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

4 昭和四十五年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十年一月分以後、その額を、第一項中「第一項又は第三項」とあるのは「第一項」と、「一・二九三」とあるのは「別表第七の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と読み替へて、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

5 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

6 次の表の上欄に掲げる年金については、第一項、第三項又は第四項の規定により改定された額が、同表の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間（組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について法第七十七条第二項の規定の適用があつた場合においては、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。）の区分に対応する同表の下欄に掲げる額（減額退職年金にあつては、

係)に改める。
別表第一の四中「別表第一の四」を「別表第一の四(第一条の三、第二条の三、第三条の三関係)に改める。
別表第一の五中「別表第一の五」を「別表第一の五(第一条の四、第二条の四、第三条の四関係)に改める。
別表第一の六中「別表第一の六」を「別表第一の六(第一条の四、第二条の四、第三条の四関係)に改める。

係)に改める。
別表第一の七中「別表第一の七」を「別表第一の七(第一条の五、第二条の五関係)に改める。
別表第一の八中「別表第一の八」を「別表第一の八(第一条の六、第二条の六関係)に改める。
別表第一の九中「別表第一の九」を「別表第一の九(第一条の七、第二条の七関係)に改める。
同表の次に次の二表を加える。
別表第一の十(第一条の八、第二条の八関係)

別表第一の九の仮定俸給	仮定俸給
三六、〇七〇円	四六、六三〇円
三七、五五〇	四八、五五〇
三八、四八〇	四九、七六〇
三九、四一〇	五〇、九六〇
四〇、四九〇	五二、三六〇
四二、〇二〇	五四、三三〇
四三、三四〇	五六、〇四〇
四四、五七〇	五七、六三〇
四六、〇七〇	五九、五七〇
四七、五七〇	六一、五〇〇
四九、二二〇	六三、六四〇
五〇、八八〇	六五、七八〇
五二、九三〇	六八、四四〇
五四、二三〇	七〇、一三〇
五五、九三〇	七二、三二〇
五七、五六〇	七四、四三〇
六〇、八三〇	七八、六六〇
六一、七〇〇	七九、七八〇
六四、二一〇	八三、〇三〇
六七、五五〇	八七、三四〇
七一、二三〇	九二、一一〇
七三、一二〇	九四、五四〇
七四、九一〇	九六、八六〇
七七、四八〇	一〇〇、一八〇
七八、九八〇	一〇二、一三〇
八三、三七〇	一〇七、七九〇

八五、五三〇	一一〇、五九〇
八七、八一〇	一一三、五三〇
九二、一八〇	一二九、一九〇
九六、六一〇	一二四、九二〇
九七、七五〇	一二六、三九〇
一〇一、四〇〇	一三一、一一〇
一〇六、五八〇	一三七、八〇〇
一一一、七一〇	一四四、四四〇
一一四、八七〇	一四八、五三〇
一二七、九六〇	一五二、五二〇
一二四、二三〇	一六〇、六三〇
一三〇、四九〇	一六八、七三〇
一三一、七三〇	一七〇、三三〇
一三六、七三〇	一七六、七八〇
一四三、〇二〇	一八四、九二〇
一四九、二九〇	一九三、〇三〇
一五五、五三〇	二〇一、〇九〇
一五九、四四〇	二〇六、一六〇
一六三、六四〇	二二一、五九〇
一七一、七一〇	二二二、〇二〇
一七九、八八〇	二二二、五八〇
一八三、九八〇	二二七、八九〇
一八七、九六〇	二四三、〇三〇
一九六、〇七〇	二五三、五二〇
一九九、七六〇	二五八、二九〇
二〇四、一七〇	二六三、九九〇
二二二、二四〇	二七四、四三〇
二二一、〇八〇	二八五、八六〇
二二五、六三〇	二九一、七三〇
二二九、九三〇	二九七、二九〇
二三四、四三〇	三〇三、一三〇
二三八、七九〇	三〇八、七六〇
二四七、六〇〇	三二〇、一五〇
二五六、四二〇	三三一、五五〇
二六〇、七八〇	三三七、一八〇
二六五、二四〇	三四二、九六〇
二七五、〇三〇	三五五、六一〇
二八四、八四〇	三六八、三〇〇

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律
及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

三二六

備考
年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額が三六、〇七〇円に満たないときは、四六、六三〇円をこの表の仮定俸給とする。ただし、旧法の規定による退職年金又は遺族年金に相当する年金（その額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達していないもののうち六十五歳未満の者（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子及び孫を除く。）に支給するものに限る。）については、その額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額が、三四、六一〇円の場合は四四、七五〇円を、三三、一三〇円の場合は四二、八四〇円を、三一、七〇〇円以下の場合は四〇、九〇〇円を、それぞれこの表の仮定俸給とする。

別表第一の十一（第一条の八、第二条の八関係）

別表第一の九の仮定俸給	仮定俸給
三六、〇七〇円	四九、八一〇円
三七、五五〇	五一、八六〇
三八、四八〇	五三、一四〇
三九、四一〇	五四、四三〇
四〇、四九〇	五五、九二〇
四二、〇二〇	五八、〇三〇
四三、三四〇	五九、八六〇
四四、五七〇	六一、五五〇
四六、〇七〇	六三、六二〇
四七、五七〇	六五、六九〇
四九、二二〇	六七、九七〇
五〇、八八〇	七〇、二六〇
五二、九三〇	七三、一〇〇
五四、二三〇	七四、九〇〇
五五、九三〇	七七、二三〇
五七、五六〇	七九、四九〇
六〇、八三〇	八四、〇一〇
六一、七〇〇	八五、二一〇
六四、二一〇	八八、六八〇
六七、五五〇	九三、二八〇
七一、二三〇	九八、三八〇
七三、一二〇	一〇〇、九八〇

七四、九一〇	一〇三、四五〇
七七、四八〇	一〇六、九九〇
七八、九八〇	一〇九、〇八〇
八三、三七〇	一一五、一三〇
八五、五三〇	一一八、一三〇
八七、八一〇	一二一、二七〇
九二、一八〇	一二七、三一〇
九六、六一〇	一三三、四二〇
九七、七五〇	一三四、九九〇
一〇一、四〇〇	一四〇、〇三〇
一〇六、五八〇	一四七、一八〇
一一一、七一〇	一五四、二七〇
一一四、八七〇	一五八、六三〇
一二七、九六〇	一六二、九〇〇
一二四、二三〇	一七一、五六〇
一三〇、四九〇	一八〇、二一〇
一三一、七三〇	一八一、九三〇
一三六、七三〇	一八八、八二〇
一四三、〇二〇	一九七、五一〇
一四九、二九〇	二〇六、一八〇
一五五、五三〇	二一四、七八〇
一五九、四四〇	二二〇、一九〇
一六三、六四〇	二二五、九九〇
一七一、七一〇	二三七、一三〇
一七九、八八〇	二四八、四一〇
一八三、九八〇	二五四、〇八〇
一九七、九六〇	二五九、五七〇
一九九、〇七〇	二七〇、七七〇
一九九、七六〇	二七五、八七〇
二〇四、一七〇	二八一、九六〇
二二一、二四〇	二九三、一一〇
二二一、〇八〇	三〇五、三二〇
二二五、六三〇	三一五、五九〇
二二九、九三〇	三二一、七五〇
二三四、四三〇	三三三、七五〇
二三八、七九〇	三三九、七八〇
二四七、六〇〇	三四一、九三〇
二五六、四二〇	三四四、一一〇
二六〇、七八〇	三四六、一三〇
二六五、二四〇	三六六、三〇〇
二七五、〇三〇	三七九、八二〇

備考

別表第一の十の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第一の十の備考中「四六、六三〇円」とあるのは「四九、八一〇円」と、「四四、七五〇円」とあるのは「四七、七九〇円」と、「四一、八四〇円」とあるのは「四五、七六〇円」と、「四〇、九九〇円」とあるのは「四三、七八〇円」と読み替えるものとする。

二八四、八四〇	三九三、三六〇
二八九、六七〇	四〇〇、〇三〇
二九四、六三〇	四〇六、八八〇

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第一条、第三条関係)」に改める。

別表第二の二中「別表第二の二」を「別表第二の(第一条、第三条関係)」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第二条関係)」に、「こえ」を「超え」に改める。

別表第三の二中「別表第三の二」を「別表第三の(第二条関係)」に、「こえ」を「超え」に改める。

別表第三の三中「別表第三の三」を「別表第三の(第二条の二関係)」に、「こえ」を「超え」に改める。

別表第三の四中「別表第三の四」を「別表第三の(第二条の三関係)」に、「こえ」を「超え」に改める。

別表第三の五中「別表第三の五」を「別表第三の(第二条の四関係)」に、「こえ」を「超え」に改める。

別表第三の六中「別表第三の六」を「別表第三の(第二条の四関係)」に、「こえ」を「超え」に改める。

別表第三の七中「別表第三の七」を「別表第三の(第二条の五関係)」に、「こえ」を「超え」に改める。

別表第三の八中「別表第三の八」を「別表第三の(第二条の六関係)」に、「こえ」を「超え」に改める。

別表第三の九中「別表第三の九」を「別表第三の(第二条の七関係)」に改め、同表の次に次の二表を加える。

別表第一の十の下欄に掲げる仮定俸給

率

二〇一、〇九〇円以上のもの	二三・〇割
一八四、九二〇円を超え二〇一、〇九〇円未満のもの	二三・八割
一七六、七八〇円を超え一八四、九二〇円以下のもの	二四・五割
一七〇、三三〇円を超え一七六、七八〇円以下のもの	二四・八割
一一九、一九〇円を超え一七〇、三三〇円以下のもの	二五・〇割
一一三、五三〇円を超え一一九、一九〇円以下のもの	二五・五割
一〇二、一一〇円を超え一一三、五三〇円以下のもの	二六・一割
八三、〇三〇円を超え一〇二、一一〇円以下のもの	二六・九割
七九、七八〇円を超え八三、〇三〇円以下のもの	二七・四割
七四、四三〇円を超え七九、七八〇円以下のもの	二七・八割
七二、三三〇円を超え七四、四三〇円以下のもの	二九・〇割

別表第三の十一(第二条の八関係)

別表第一の十一の下欄に掲げる仮定俸給

率

七〇、一三〇円を超え七二、三一〇円以下のもの	二九・三割
六一、五〇〇円を超え七〇、一三〇円以下のもの	二九・八割
五四、三三〇円を超え六一、五〇〇円以下のもの	三〇・二割
五二、三六〇円を超え五四、三三〇円以下のもの	三〇・九割
五〇、九六〇円を超え五二、三六〇円以下のもの	三一・九割
四九、七六〇円を超え五〇、九六〇円以下のもの	三二・七割
四八、五五〇円を超え四九、七六〇円以下のもの	三三・〇割
四六、六三〇円を超え四八、五五〇円以下のもの	三三・四割
四六、六三〇円以下のもの	三四・五割
二二四、七八〇円以上のもの	二三・〇割
一九七、五一〇円を超え二二四、七八〇円未満のもの	二三・八割
一八八、八二〇円を超え一九七、五一〇円以下のもの	二四・五割
一八一、九三〇円を超え一八八、八二〇円以下のもの	二四・八割
一二七、三一〇円を超え一八一、九三〇円以下のもの	二五・〇割
一二一、二七〇円を超え一二七、三一〇円以下のもの	二五・五割
一〇九、〇八〇円を超え一二一、二七〇円以下のもの	二六・一割
八八、六八〇円を超え一〇九、〇八〇円以下のもの	二六・九割
八五、二一〇円を超え八八、六八〇円以下のもの	二七・四割
七九、四九〇円を超え八五、二一〇円以下のもの	二七・八割
七七、二二〇円を超え七九、四九〇円以下のもの	二九・〇割
七四、九〇〇円を超え七七、二二〇円以下のもの	二九・三割
六五、六九〇円を超え七四、九〇〇円以下のもの	二九・八割
五八、〇三〇円を超え六五、六九〇円以下のもの	三〇・二割
五五、九二〇円を超え五八、〇三〇円以下のもの	三〇・九割
五四、四三〇円を超え五五、九二〇円以下のもの	三一・九割
五三、一四〇円を超え五四、四三〇円以下のもの	三二・七割
五一、八六〇円を超え五三、一四〇円以下のもの	三三・〇割
四九、八一〇円を超え五一、八六〇円以下のもの	三三・四割
四九、八一〇円以下のもの	三四・五割

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第二条関係)」に改める。

別表第四の二中「別表第四の二」を「別表第四の(第二条関係)」に改める。

別表第四の三中「別表第四の三」を「別表第四の(第二条の二関係)」に改める。

別表第四の四中「別表第四の四」を「別表第四の(第二条の三関係)」に改める。

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

三三八

別表第四の五中「別表第四の五」を「別表第四の五(第二条の四関係)」に改める。
別表第四の六中「別表第四の六」を「別表第四の六(第二条の四関係)」に改める。
別表第四の七中「別表第四の七」を「別表第四の七(第二条の五関係)」に改める。

別表第四の八中「別表第四の八」を「別表第四の八(第二条の六関係)」に改める。
別表第四の九中「別表第四の九」を「別表第四の九(第二条の七関係)」に改め、同表の次に次の二表を加える。
別表第四の十(第二条の八関係)

障害の等級	年	金	額
一級		二、〇五三、〇〇〇円	
二級		一、六六三、〇〇〇円	
三級		一、三三四、〇〇〇円	
四級		一、〇〇六、〇〇〇円	
五級		七八〇、〇〇〇円	
六級		五九五、〇〇〇円	

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、〇〇六、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、一七〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十一(第二条の八関係)

障害の等級	年	金	額
一級		二、一九三、〇〇〇円	
二級		一、七七六、〇〇〇円	
三級		一、四二五、〇〇〇円	
四級		一、〇七五、〇〇〇円	
五級		八三三、〇〇〇円	
六級		六三六、〇〇〇円	

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、〇七五、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、二五〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第五中「別表第五」を「別表第五(第三条の五関係)」に改める。

別表第六中「別表第六」を「別表第六(第三条の七、第四条の二関係)」に改め、同表の次に次の二表を加える。

別表第七(第三条の八、第四条の三関係)

退職の時期	区分	率
昭和三十五年三月三十一日以前		一・三八一
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで		一・三五〇
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで		一・三四五
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで		一・三四一
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで		一・三三八
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで		一・三二九
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで		一・三三〇
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで		一・三二五
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで		一・三一八
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで		一・三二二
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで		一・三〇三

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条第四項中「第五十八条第二項第二号、第六十一条の二第二項及び第四項、第六十一条の三第一項、第二項及び第四項並びに第六十一条の四第一項において」を削る。

第五十五条第五項中「又は同条第二項の規定により支給されなくなつたとき」を「同項の規定により廃疾年金の支給を受ける者が同条第二項の規定によりその年金を受ける権利を失つたとき、又は前項の規定による廃疾年金の支給が同条第四項の規定により停止されたとき」に改める。

第五十六条の見出し中「改定及び失権」を「改定等」に改め、同条第二項中「とき以後は、その廃疾年金は支給しない」を「場合において、その該当しなくなつた日から同表に掲げる程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときは、その年金を受ける権利を失う」に改め、同条第三項中「の支給を受けなくなり」を「を受ける権利を失い」に改め、同条に次の一項を加える。

4 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第四に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、当該廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第五十九条第二項中「次条第一項各号」を「第六十条第一項各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十九条の二 第五十八条第二項又は第三項の規定により算定した遺族年金の年額が、三十五万四千円(退職一時金の支給を受けるべき者が再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、三十五万四千円から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額)に満たないときは、その金額を遺族年金の年額とする。

附則第六条第五項中「若しくは附則第六条の三第二項」を「附則第六条の三第二項若しくは第六条の四第二項」に改め、同条第六項中「第六条の三第一項」の下に「附則第六条の四第一項」を加える。

附則第六条の二第七項を削り、同条第六項中「前二項」を「第七項から前項まで」に改め、同項

を同条第十三項とし、同項の前に次の一項を加える。

12 職務加算等の期間を有していた更新組合員又は更新組合員であつた者に係る遺族年金を受ける者(妻、子及び孫を除く。)が六十五歳に達したときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、当該遺族年金の年額を改定する。

附則第六條の二第五項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、「ときは」の下に、「第七項の規定により同項各号に掲げる金額を算定する場合を除き」を加え、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の三項を加える。

8 前項各号に掲げる期間を有していた更新組合員又は更新組合員であつた者に係る遺族年金を受ける者(妻、子及び孫を除く。)が七十歳に達したときは、その者を同項の規定に該当する者とみなして、当該遺族年金の年額を改定する。

9 更新組合員又は更新組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間のうち第七項各号に掲げる期間があるときは、その者に係る遺族年金を受ける者が八十歳以上の者である場合における同項の規定の適用については、同項第一号中「六百分の一」とあるのは「六百分の二(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、六百分の一)」と、同項第二号中「六百分の一」とあるのは「六百分の二(その超える期間の年数と前号の超える期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、六百分の一)」と、同項第三号中「六百分の一」とあるのは「六百分の二(その超える期間の年数と前号の超える期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、六百分の一)」と読み替へるものとする。

10 第七項各号に掲げる期間を有していた更新組合員又は更新組合員であつた者に係る遺族年金を受ける者が八十歳に達したときは、その者を前項の規定により読み替へて適用する第七項の規定に該当する者とみなして、当該

遺族年金の年額を改定する。

附則第六條の二第四項を同条第七項とし、同条第三項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、「第一項各号に掲げる期間又は」を削り、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、「ときは」の下に、「第一項の規定により同項各号に掲げる金額を算定する場合を除き」を加え、同項を同条第五項とし、同項の前に次の三項を加える。

2 退職年金を受ける更新組合員であつた者が七十歳に達した場合において、その者が前項各号に掲げる期間を有するときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の年額を改定する。

3 八十歳以上の更新組合員が退職した場合において、その者の組合員期間のうち第一項各号に掲げる期間があるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」と、同項第二号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二(その超える期間の年数と前号の超える期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」と読み替へるものとする。

4 退職年金を受ける更新組合員であつた者が八十歳に達した場合において、その者が第一項各号に掲げる期間を有するときは、その者を前項の規定により読み替へて適用する第一項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の年額を改定する。

附則第六條の三第一項中「ときは」の下に「第五十條第三項の規定にかかわらず」を加え、同条第二項中「者の下に」(十年を超える組合員期間を有する者に限る。)を、「控除期間等の期間を有する者に限る。」を、「控除期間等の期

間の年数」の下に「(その年数が組合員期間の年数から十年を控除した年数を超えるときは、その控除した年数)」を、「ときは」の下に「同項の規定にかかわらず」を加え、同条第三項中「前条第二項、第三項、第五項及び第七項」を「前条第五項、第六項、第十一項及び第十二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六條の四 附則第六條第一項、前条第一項又は附則第十四條第一項の規定により算定した退職年金の年額が、四十二万一千二百円(旧法又は旧法の施行前の政府職員の共済組合に關する法令の規定による退職一時金の支給を受けた更新組合員に対する退職年金にあつては、四十二万一千二百円から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・九に相当する額を控除した金額)に満たないときは、その金額を退職年金の年額とする。

2 第五十八條第二項、附則第六條第四項又は前条第二項の規定により算定した更新組合員又は更新組合員であつた者が死亡した場合におけるその者の遺族に対する遺族年金の年額が、三十五万四千円(旧法又は旧法の施行前の政府職員の共済組合に關する法令の規定による退職一時金の支給を受けた更新組合員又は更新組合員であつた者が死亡した場合におけるその者の遺族に対する遺族年金にあつては、三十五万四千円から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額)に満たないときは、第五十九條の二の規定にかかわらず、その金額を遺族年金の年額とする。

附則第十四條の二第一項中「第六條の三第一項」の下に、「附則第六條の四第一項」を加える。

附則第十四條の三「及び附則第六條の三第二項」を、附則第六條の三第二項及び附則第六條の四第二項に改める。

附則第十七條の二「第六條の三」を「第六條の四」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、附則第六條の四「旧法又は」であるのは、「この法律の規定による退職一時金の支給を受けるべき者で再びものと組合の組合員となつたもの又は旧法若しくは」と読み替へるものとする。

附則第二十六條第一項中「第六條の三」を「第六條の四」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 附則第三條の規定は、昭和五十年八月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 第二條の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「新法」という。)第五十六條第二項及び第四項の規定は、この法律の施行の日以後に廃業年金を受ける権利を有する者が新法別表第四に掲げる程度の廃業の状態に該当しなくなった場合について適用する。

2 新法第五十九條の二並びに新法附則第六條第五項及び第六項、第六條の二、第六條の三第二項及び第三項、第六條の四、第十四條の二並びに第十四條の三(新法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十年八月分以後適用する。

(長期に在職者の退職年金等の年額の最低保障)

第三条 昭和五十年八月一日以後の退職(死亡を含む。)に係る新法の規定による次の表の上欄に掲げる年金については、その年金の額が、同表の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間(組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について新法第七十七條第二項の規定の適用があ

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する年金の額の改定に関する法律
及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

三三〇

つた場合においては、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。の区分に対応する同表の下欄に掲げる額(減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減

年 金	実 在 職 した 期 間	金 額
退職年金、減額退職年金又は廃疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの	新法の規定による退職年金を受ける最短年金年限(以下この表において単に「最短年金年限」という)以上	四十二万円
	九年以上最短年金年限未満	三十一万五千元
	九年末満	二十一万円
退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短年金年限以上	三十一万五千元
	最短年金年限未満	三十一万五千元
廃疾年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短年金年限以上	三十一万五千元
	最短年金年限未満	二十一万円
遺族年金で六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの	最短年金年限以上	二十一万円
	九年以上最短年金年限未満	十五万七千五百円
	九年末満	十萬五千元
遺族年金で六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く)が受けるもの	最短年金年限以上	十五万七千五百円
	最短年金年限未満	十萬五千元

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

3 第一項に規定する年金については、その年金を受ける者が六十五歳に達したとき(遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

理 由

公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額を恩給法等の改正の内容に準じて改定するとともに、退職年金及び遺族年金の最低保障に関する制度の改善等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共

企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

1 既裁定年金の年金額の引上げ
恩給における措置にない、旧法に基づく年金及び法に基づく退職年金等のうち、昭和四十九年三月三十一日以前に給付事由が生じたものについて、その年金額の算定の基礎となつての俸給を三八・一%を限度として増額する(このうち二九・三%の増額を昭和五十年八月分から実施し、六・八%を限度とする増額は昭和五十一年一月分から実施する。)ことにより、年金額を引き上げること。

2 退職年金等の最低保障額の引上げ
旧法等に基づく退職年金等の最低保障額を恩給等の改善措置に準じて引き上げるとともに、法に基づく退職年金及び遺族年金について、国家公務員共済組合制度と同様の最低保障額に関する制度を創設すること。

3 老齢者の退職年金等の年金額の計算の特例
恩給における措置にない、恩給公務員期間等を有する八十歳以上の老齢者に支給する年金の額を、その年金の基礎となつて恩給公務員期間等の期間で退職年金を受ける最短年金年限を超えるものについて、割増をして支給すること。

4 廃疾年金の支給資格の消滅に関する制度の改善
一 廃疾年金の支給は、廃疾の状態に該当しなくなつた日から停止することとし、支給資格の消滅は、再びその状態に該当することなく三年を経過したときとすること。

5 実施期日
前記の措置は、昭和五十年八月一日から実施すること。

二 議案の可決理由
恩給における措置にない、公共企業体の共済組合からの年金の額を引き上げるとともに、退職年金及び遺族年金の最低保障に関する制度の改善等所要の措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
年金額の改定に伴う増加所要額は、昭和五十年年度において三公社で約三百二十億三千三百万円と見込まれているが、追加費用等として措置される。

右報告する。
昭和五十年十月三十一日

衆議院議長 前尾繁三郎殿

「別紙」

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、共済組合制度の充実を図るため、左記事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。
一 共済組合の給付に要する費用の負担及びその

給付内容の改善については、他の公的年金制度との均衡等を考慮しつつ、適切な措置を講ずるよう検討すること。

二 国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等共済組合からの年金については、国民の生活水準、国家公務員及び公共企業体職員の給与、物価の上昇等を考慮し、既裁定年金の実質的価値保全のための具体的な対策を早急に進めると。

三 長期給付の財源方式については、他の公的年金制度との均衡を考慮しつつ、その負担区分のあり方について検討すること。

四 旧令、旧法による年金額の改善については、引き続き一層努力すること。

五 国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合間制度間の差異について、早急に是正するよう検討するとともに、国家公務員等退職手当法第五条の二に規定する公共企業体職員の退職手当について速やかに改善措置を講ずるよう検討すること。

六 家族療養費の給付については、他の医療保険制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

七 長期に勤続した組合員が退職した場合において、医療給付の激変を避けるため、退職後に相当の期間にわたり継続できるなど現行の任意継続制度とは別個の措置をとることについて検討すること。

八 労働組合の非在籍専従役員が、共済組合員としての資格を継続することについて検討すること。

九 共済組合の運営が一層自主的、民主的に行われるため、運営審議会において組合員の意向が更に反映されるよう努めること。

十 公共企業体職員等共済組合に関する制度について、学識経験者等により調査審議する機関の設置について検討すること。

衆議院会議録第八号中正誤

ページ	段 行	誤	正
三三	四	採択	採決
三三	二七	九月二十六日	九月十六日
三三	二六	採択	採決
三三	二五	提出	提案
三三	二三	職時	臨時
三三	一五	土壌	土壌
三三	一一	国会の	国民の
三三	三	流れる	流される

昭和五十年十月三十一日 衆議院会議録第十二号

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十年十月三十一日 衆議院會議録第十二号

三三三

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)